

決裁・供覧

件名	名簿の提出について（依頼） (大曾呂の傍)			文書番号	
				最高裁秘書第5001号	
伺い文					
起案	起案日	令和1年10月7日	受付日	令和1年10月4日	
	部署	最高裁判所 最高裁判所 事務総局秘書課 秘書課 庶務第一係	決裁	決裁処理期限日	
			決裁	R1.10.7	
	起案者	池島 憲	施行	施行処理期限日	
	連絡先			施行日	
	大分類	(庶務第一) 庶務 (事務)		施行先	
	中分類	交際		施行者	
	名称(小分類)	宮内庁関係 (平成31年度)		取扱上の注意	
	取扱区分	秘密区分	格付け	機密性格付け	2
		秘密期間終了日		取扱制限	
指定事由			保存	行政文書保存期間	5年
			保存	保存期間満了時期	令和7年3月31日
決裁・供覧欄	秘書課長	参事官	庶務第一係 01	庶務第一係 02	
最高裁秘書第5002号と一括供覧					
備考欄					

宮内式発第445号  
令和元年10月4日

最高裁判所事務総局秘書課 御中

宮 内 序 式 部 職  
(公印省略)

名簿の提出について(依頼)

来る11月14日及び15日、大嘗宮の儀を別紙次第のとおり行われますので、お知らせします。

なお、本儀の参列者の範囲は、下記のとおりとなっておりますので、その名簿(別紙様式)1通を10月9日までに送付願います。

記

最高裁判所長官、最高裁判所判事(長官代行)及び元最高裁判所長官並びに以上の者の配偶者

最高裁判所判事(前項に掲げるものを除く。)及び高等裁判所長官

最高裁判所事務総長

各界の代表1人



## 大嘗宮の儀

11月14日午前9時、大嘗宮を裝飾する。

午後5時、参列の諸員が休所に参集する。

次に皇嗣、皇嗣妃、親王、親王妃、内親王及び女王が皇族休所に参集される。

時刻、天皇が御休所にお着きになる。

時刻、皇后が御休所にお着きになる。

次に衛門20人が南北（左右各3人）及び東西（左右各2人）各神門の所定の位置に着く。

次に威儀の者左右各6人が南神門から参入し、所定の位置に着く。

次に悠紀主基両殿の神座を奉安する（掌典長が掌典次長、掌典及び掌典補を率いて奉仕する。）。

次に縞服、龜服を各殿の神座に置く（掌典長が奉仕する。）。

次に各殿に斎火の灯燎を点す（掌典が掌典補を率いて奉仕する。）。

この時、庭燎を焼く。

## 悠紀殿供饌の儀

時刻、天皇が廻立殿にお入りになる。

次に小忌御湯を供する（侍従が奉仕する。）。

次に御祭服を供する（侍従が奉仕する。）。

次に御手水を供する（侍従が奉仕する。）。

次に御笏を供する（侍従が奉仕する。）。

時刻、皇后が廻立殿にお入りになる。

次に御服を供する（女官が奉仕する。）。

次に御手水を供する（女官が奉仕する。）。

次に御檜扇を供する（女官が奉仕する。）。

時刻、式部官が前導して諸員が参進し、南神門外の幄舎に着床する。

次に膳屋に稻春歌を発し（楽師が奉仕する。）、稻春を行い（采女が奉仕する。）、神饌を調理する（掌典が掌典補を率いて奉仕する。）。

次に本殿南庭の帳殿に庭積の机代物を置く（掌典が掌典補を率いて奉仕する。）。

次に掌典長が本殿に参進し、祝詞を奏する。

次に天皇が本殿にお進みになる。

式部官長及び宮内庁長官が前行し（侍従左右各1人が脂燭を執る。）、御前侍従が剣璽を奉じ、御後侍従が御菅蓋を捧持し、御綱を

張り、侍従長、侍従が隨従し、皇嗣及び親王が供奉され、大礼副委員長1人が隨従する。

この時、掌典長が本殿南階の下に候し、式部官左右各1人が脂燭を執って南階の下に立つ。

次に侍従が剣璽を奉じて南階を昇り、外陣の幌内に参進し、剣璽を案上に奉安し、西面の幌外に退下し、簾子に候する。

午後6時30分、天皇が外陣の御座にお着きになり、侍従長及び掌典長が南階を昇り、簾子に候する。

この時、本殿南庭の小忌の帳舎に皇嗣及び親王が着床され、宮内庁長官以下の前行、隨従の諸員が着床する。

次に皇后が本殿南庭の帳殿にお進みになる。

式部副長及び侍従次長が前行し（侍従左右各1人が脂燭を執る。）、女官長及び女官が隨従し、皇嗣妃、親王妃、内親王及び女王が供奉され、大礼副委員長1人が隨従する。

次に皇后が帳殿の御座にお着きになり、女官長及び女官が殿外に候する。

この時、殿外の小忌の帳舎に皇嗣妃、親王妃、内親王及び女王が着床され、侍従次長以下の前行、隨従の諸員が着床する。

次に式部官が樂師を率いて本殿南庭の所定の位置に着く。

次に国柄の古風を奏する。

次に悠紀地方の風俗歌を奏する。

次に皇后が御拝礼になる。

次に皇嗣、皇嗣妃、親王、親王妃、内親王及び女王が拝礼される。

次に諸員が拝礼する。

次に皇后が廻立殿にお帰りになる。

前行、供奉及び隨従はお出ましのときと同じである。

次に本殿南庭の回廊に神饌を行立する。

掌典補左右各1人が脂燭を執り、掌典1人が削木を執る。

掌典1人が海老鰯盤槽を執り、同1人が多志良加を執る。

陪膳の采女1人が御刀子笛を執り、後取の采女1人が御巾子笛を執る。

采女1人が神食薦を執り、同1人が御食薦を執る。

采女1人が御箸笛を執り、同1人が御枚手笛を執る。

采女1人が御飯笛を執り、同1人が鮮物笛を執る。

采女1人が干物笛を執り、同1人が御菓子笛を執る。

掌典1人が泡汁漬を執り、同1人が海藻汁漬を執る。

掌典補2人が空盞を執り、同2人が御羹八足机を昇く。

掌典補2人が御酒八足机を昇き、同2人が御粥八足机を昇き、同2

人が御直会八足机を昇く。

次に削木を執る掌典が本殿南階の下に立って警蹕をとなえる。

この時、神樂歌を奏する。

次に天皇が内陣の御座にお着きになり、侍従長及び掌典長が外陣の幌内に参入し、奉侍する。

次に御手水を供する（陪膳の采女が奉仕する。）。

次に神饌を御親供になる。

次に御拝礼の上、御告文をお奏しになる。

次に御直会

次に神饌を撤下する（陪膳の采女が奉仕する。）。

次に御手水を供する（陪膳の采女が奉仕する。）。

次に神饌を膳舎に退下する。

その儀は、行立のときと同じである。

次に廻立殿にお帰りになる。

前行、供奉及び随従は、お出ましのときと同じである。

次に各退出する。

---

参列の範囲は、次のとおりとする。

内閣総理大臣、元内閣総理大臣及び副総理並びに以上の者の配偶者  
国務大臣及び副大臣

内閣法制局長官及び内閣官房副長官

検査官、人事官、公正取引委員会委員長、原子力規制委員会委員長、検事総長、次長検事、検事長

衆議院の議長、元議長、副議長並びに以上の者の配偶者、常任委員長、特別委員長、憲法審査会会长、情報監視審査会会长及び政治倫理審査会会长

衆議院の議員 40 人（特記した議員及び副大臣である議員を除く。）及び事務総長

参議院の議長、元議長、副議長並びに以上の者の配偶者、常任委員長、特別委員長、調査会会长、憲法審査会会长、情報監視審査会会长及び政治倫理審査会会长

参議院の議員 21 人（特記した議員及び副大臣である議員を除く。）及び事務総長

国立国会図書館長

最高裁判所長官、元最高裁判所長官及び最高裁判所判事（長官代行）並びに以上の者の配偶者、最高裁判所判事、高等裁判所長官及び最高裁判所事務総長

各省庁の事務次官等で宮内庁長官が指定する者

都道府県の知事及び議會議長  
市及び町村の長及び議會議長の代表  
栃木県及び京都府の農業協同組合中央会会長  
栃木県及び京都府の斎田の大田主及びその配偶者  
各界の代表  
その他別に定める者

○

服装 天皇：御祭服

皇后：白色帛御五衣・同御唐衣・同御裳

皇嗣及び親王：東帶（帶剣）・小忌衣

皇嗣妃、親王妃、内親王及び女王：五衣・唐衣・裳・小忌衣

宮内庁長官、侍従長、侍従次長、侍従、式部官長、式部副長、  
式部官、大礼副委員長、掌典長、掌典次長、掌典、掌典補、樂長  
及び樂師：東帶・小忌衣

女官長及び女官：五衣・唐衣・裳・小忌衣、袴袴・小忌衣

采女：白色帛畫衣・唐衣・紅切袴・青摺襪

威儀の者及び衛門：東帶（帶剣）・小忌衣

参列の諸員

男子： モーニングコート、紋付羽織袴

女子： ロングドレス（ローブモンタント）、ディードレス、

白襟紋付

外套着用可

---

お列

天皇のお列

式部官長 宮内庁長官 侍従（脂燭） 侍従（御筵道） 侍従（璽）  
侍従（脂燭） 侍従（御筵道） 侍従（劍）

天 皇 侍従（御裾） 侍従（御筵道） 侍従（御脛蓋） 侍従（御綱）  
侍従（御筵道） 侍従（御綱）

侍従長 侍従 皇嗣 親王 大礼副委員長

皇后のお列

侍従（脂燭）

女官（御裾）

式部副長 侍従次長 侍従(脂燭) 皇后 女官(御裾) 女官長

皇嗣妃 親王妃 内親王 女王 大礼副委員長

主基殿供饌の儀

悠紀殿供饌の儀に倣う(11月15日午前0時30分天皇主基殿外陣御着)。

## 別紙様式

	肩書き	氏名	生年月日	※配偶者の有無

※配偶者の有無は「有資格者」のみ記載願います。

本人名  
配偶者名 計名

決裁・供覧

件名	名簿の提出について（依頼） (大審の儀)			文書番号 最高裁秘書第5002号
伺い文				
起案	起案日	令和1年10月7日	受付日	令和1年10月4日
	部署	最高裁判所 最高裁判所 事務総局秘書課 秘書課 庶 務第一係	決裁処理期限日 決裁日	R1.10.7
案	起案者	池島 憲子	施行処理期限日 施行日	
	連絡先		施行先 施行者	
分類名 称	大分類	(庶務第一) 庶務(事務)	取扱上の注意	
	中分類	交際		
取扱区分	名称(小分類)	宮内庁関係(平成31年度)		
	秘密区分		機密性格付け	2
取扱区分	秘密期間終了日		取扱制限	
	指定事由		行政文書保存期間 保存	5年
決裁 供覧 欄	秘書課長	参事官 01	庶務第一係 01	庶務第一係 02
	庶務主任			
備考欄	課長補佐 01			
	最高裁秘書第5001号と一括供覧			

宮内式発第446号  
令和元年10月4日

最高裁判所事務総局秘書課 御中

宮 内 庁 式 部 営  
(公印省略)

名簿の提出について(依頼)

来る11月16日及び18日、大饗の儀を別紙次第のとおり行われますので、お知らせします。

なお、本儀の参列者の範囲(大嘗宮の儀に同じ)は、下記のとおりとなつておりますので、その名簿(別紙様式)1通を10月9日までに送付願います。

記

11月16日 大饗の儀(第1日)

最高裁判所長官、最高裁判所判事(長官代行)及び元最高裁判所長官並びに以上の者の配偶者

最高裁判所判事(前項に掲げるものを除く。)

最高裁判所事務総長

11月18日 大饗の儀(第2日)

高等裁判所長官  
各界の代表1人



## 大饗の儀（第1日）

11月16日午前8時、豊明殿を裝飾する。

午前11時40分、参列の諸員が休所に参集する。

午前11時45分、皇嗣、皇嗣妃、親王、親王妃、内親王及び女王が皇族休所に参集される。

次に参列の諸員が豊明殿に入る。

式部官が誘導する。

正午、天皇が豊明殿にお出ましになる。

式部官長及び宮内庁長官が前行し、侍従がそれぞれ剣及び璽を捧持し、皇嗣及び親王が供奉され、侍従長、侍従及び大礼副委員長が隨従する。

次に皇后が豊明殿にお出ましになる。

式部副長及び侍従次長が前行し、皇嗣妃、親王妃、内親王及び女王が供奉され、女官長、女官及び大礼副委員長が隨従する。

次に天皇が御座にお着きになり、侍従がそれぞれ剣及び璽を案上に置く。

次に皇后が御座にお着きになる。

次に天皇のお言葉がある。

次に代表者が奉答する。

次に天皇、皇后に白酒黒酒を供する。

次に諸員に白酒黒酒を賜る。

次に式部官長が悠紀主基両地方の献物の色目を申し上げる。

この時、両地方の献物を排列する。

次に天皇、皇后に御膳及び御酒を供する。

次に諸員に膳及び酒を賜る。

次に久米舞を奏する。

次に天皇、皇后に御穀物を再び供する。

次に諸員に穀物を再び賜る。

次に悠紀主基両地方の風俗舞を奏する。

次に大歌及び五節舞を奏する。

次に天皇、皇后に挿華を供する。

次に諸員に挿華を賜る。

次に天皇、皇后が御退出になる。

前行、供奉及び隨従はお出ましのときと同じである。

次に諸員が退出する。

○

参列の範囲は、次のとおりとする。

内閣総理大臣、元内閣総理大臣及び副総理並びに以上の者の配偶者  
国務大臣及び副大臣

衆議院の議長、元議長、副議長並びに以上の者の配偶者、常任委員長、  
特別委員長、憲法審査会会长、情報監視審査会会长及び政治倫理審査会会长

衆議院の議員 40 人（特記した議員及び副大臣である議員を除く。）及び事務総長

参議院の議長、元議長、副議長並びに以上の者の配偶者、常任委員長、  
特別委員長、調査会会长、憲法審査会会长、情報監視審査会会长及び政治倫理審査会会长

参議院の議員 21 人（特記した議員及び副大臣である議員を除く。）及び事務総長

最高裁判所長官、元最高裁判所長官及び最高裁判所判事（長官代行）並びに以上の者の配偶者、最高裁判所判事及び事務総長

内閣官房副長官（政務）

国立国会図書館長

東京都、栃木県及び京都府の知事及び議会議長

栃木県及び京都府の農業協同組合中央会会长

栃木県及び京都府の斎田の大田主及びその配偶者

その他別に定める者

○

服装

男子：モーニングコート、紋付羽織袴

女子：ロングドレス（ローブモンタント）、デイドレス、白襟紋付

○

お列

式部官長 宮内庁長官 侍従(剣) 天皇 侍従(璽) 皇嗣 親王

侍従長 侍従 大礼副委員長

式部副長 侍従次長 皇后 皇嗣妃 親王妃 内親王 女王

女官長 女官 大礼副委員長

## 大饗の儀（第2日）

11月18日午前8時、豊明殿を裝飾する。

午前11時40分、参列の諸員が春秋の間に参集する。

午前11時45分、皇嗣、皇嗣妃、親王、親王妃、内親王及び女王が皇族休所に参集される。

次に参列の諸員が豊明殿に入る。

式部官が誘導する。

正午、天皇が豊明殿にお出ましになる。

式部官長及び宮内庁長官が前行し、侍従がそれぞれ剣及び璽を捧持し、皇嗣及び親王が供奉され、侍従長、侍従及び大礼副委員長が随従する。

次に皇后が豊明殿にお出ましになる。

式部副長及び侍従次長が前行し、皇嗣妃、親王妃、内親王及び女王が供奉され、女官長、女官及び大礼副委員長が随従する。

次に天皇が御座にお着きになり、侍従がそれぞれ剣及び璽を案上に置く。

次に皇后が御座にお着きになる。

次に天皇のお言葉がある。

次に代表者が奉答する。

次に天皇、皇后に白酒黒酒を供する。

次に諸員に白酒黒酒を賜る。

次に式部官長が悠紀主基両地方の献物の色目を申し上げる。

この時、両地方の献物を排列する。

次に天皇、皇后に御膳及び御酒を供する。

次に諸員に膳及び酒を賜る。

次に久米舞を奏する。

次に天皇、皇后に御穀物を再び供する。

次に諸員に穀物を再び賜る。

次に悠紀主基両地方の風俗舞を奏する。

次に大歌及び五節舞を奏する。

次に天皇、皇后に挿華を供する。

次に諸員に挿華を賜る。

次に天皇、皇后が御退出になる。

前行、供奉及び随従はお出ましのときと同じである。

次に諸員が退出する。

○

参列の範囲は、次のとおりとする。

内閣法制局長官及び内閣官房副長官（事務）

検査官、人事官、公正取引委員会委員長、原子力規制委員会委員長、検事総長、次長検事、検事長及び高等裁判所長官

各省庁の事務次官等で宮内庁長官が指定する者

都道府県の知事及び議會議長（大饗の儀（第一日）に招待された者を除く。）

市及び町村の長及び議會議長の代表

各界の代表

その他別に定める者

○

服装

男子：モーニングコート、紋付羽織袴

女子：ロングドレス（ローブモンタント）、ディードレス、白襟紋付

○

お列

式部官長 宮内庁長官 侍従（剣） 天皇 侍従（璽） 皇嗣 親王

侍従長 侍従 大礼副委員長

式部副長 侍従次長 皇后 皇嗣妃 親王妃 内親王 女王

女官長 女官 大礼副委員長

## 別紙様式

	肩書き	氏名	生年月日	※配偶者の有無

※配偶者の有無は「有資格者」のみ記載願います。

本人名  
配偶者名  
計名

## 大嘗宮の儀（11月14日及び15日）の概要

午後5時まで 宮殿（休所）に参集  
午後5時10分頃から 大嘗宮へ移動（バス）  
（悠紀殿供饌の儀：所要約3時間）  
午後9時過ぎ 天皇陛下御退出  
午後9時15分頃から 大嘗宮から移動（バス）  
（宮殿にて賜饌）  
（主基殿供饌の儀移動時刻まで待機）  
午後11時10分頃から 大嘗宮へ移動（バス）  
（主基殿供饌の儀：所要約3時間）  
午前3時過ぎ 天皇陛下御退出  
午前3時15分頃から 大嘗宮から移動（バス）  
（宮殿にて賜饌）  
午前4時30分頃、退出

### 服装

男子：モーニングコート、紋付羽織袴  
女子：ロングドレス（ローブモンタント）、デイドレス、  
白襟紋付  
外套着用可

## 留意事項

- ・大嘗宮の儀は、悠紀殿供饌の儀及び主基殿供饌の儀の両方に原則御出席いただることになります。大嘗宮の儀概要のとおり、儀式が深夜長時間にわたりますが、参列者にあっては、趣旨をご理解のうえ、御参列いただきますようお願ひいたします。
- ・野外における夜間の御参列であり、時節柄冷え込むおそれがありますので、コートの着用・膝掛け等を御持参になつても差し支えありません。

## 大饗の儀 (11月16日または18日：正午)

時刻 宮殿に参集  
(大饗の儀開始 2.0 分前までに参集)

時刻 豊明殿に入室  
(大饗の儀：所要 1 時間 30 分程度)

時刻 退出

### 服装

男子：モーニングコート、紋付羽織袴

女子：ロングドレス(ローブモンタント), デイドレス, 白襟紋付

決裁・供覧

件名	名簿の提出について（回答）			文書番号 最高裁秘書第5003号
伺い文	別添のとおり回答してよろしいか。			
起案	起案日	令和1年10月7日	受付日	
	部署	最高裁判所 最高裁判所 事務総局秘書課 秘書課 庶務第一係	決裁	決裁処理期限日 決裁日
案	起案者	池島 憲子	施	施行処理期限日 施行日
	連絡先		行	施行先 施行者
分類名	大分類	(庶務第一) 庶務(事務)		取扱上の注意
	中分類	交際		
称	名称(小分類)	宮内庁関係(平成31年度)		
取扱区分	秘密区分		格付け	機密性格付け 2
	秘密期間終了日			取扱制限
決裁 供覧 欄	指定事由		保存	行政文書保存期間 5年
				保存期間満了時期 令和7年3月31日
秘書課長	参事官	庶務第一係 01	庶務第一係 02	
	庶務主任			
	課長補佐 01			
	最高裁秘書第5004号と一括決裁			
備考欄				

最高裁秘書第5003号

令和元年10月8日

宮内庁式部職 御中

最高裁判所事務総局秘書課

(公印省略)

名簿の提出について

(10月4日付け宮内式発第445号に対する回答)

大嘗宮の儀の参列者の名簿を別添のとおり送付します。

## 大 詧 宮 の 儀

最 高 裁 判 所

	肩 書 き	氏 名	生 年 月 日	※配偶者 の有無
	最高裁判所長官	大 谷 直 人	昭和 27. 6. 23	
	最高裁判所判事	池 上 政 幸	昭和 26. 8. 29	
	同	小 池 裕	昭和 26. 7. 3	
	同	木 澤 克 之	昭和 26. 8. 27	
	同	菅 野 博 之	昭和 27. 7. 3	
	同	山 口 厚	昭和 28. 11. 6	
	同	戸 倉 三 郎	昭和 29. 8. 11	
	同	林 景 一	昭和 26. 2. 8	
	同	宮 崎 裕 子	昭和 26. 7. 9	
	同	深 山 卓 也	昭和 29. 9. 2	
	同	三 浦 守	昭和 31. 10. 23	
	同	草 野 耕 一	昭和 30. 3. 22	
	同	宇 賀 克 也	昭和 30. 7. 21	
	同	林 道 晴	昭和 32. 8. 31	
	同	岡 村 和 美	昭和 32. 12. 23	

	高等裁判所長官	今 崎 幸 彦	昭和 32. 11. 10	
同		安 浪 亮 介	昭和 32. 4. 19	
同		綿 引 万里子	昭和 30. 5. 2	
同		大 門 匡	昭和 30. 10. 19	
同		小 林 昭 彦	昭和 30. 2. 5	
同		秋 吉 淳一郎	昭和 30. 9. 19	
同		植 村 稔	昭和 30. 7. 20	
同		秋 葉 康 弘	昭和 30. 10. 12	
最高裁判所事務総長		中 村 懇	昭和 36. 9. 12	
元最高裁判所長官		草 場 良 八	大正 14. 11. 16	
同		三 好 達	昭和 2. 10. 31	
同		山 口 繁	昭和 7. 11. 4	
同		島 田 仁 郎	昭和 13. 11. 22	
同		竹 崎 博 允	昭和 19. 7. 8	
同		寺 田 逸 郎	昭和 23. 1. 9	
日本調停協会連合会理事長		土 屋 文 男	昭和 27. 7. 26	

本 人 31名  
配偶者 [REDACTED]名  
計 [REDACTED]名

決裁・供覧

件名	名簿の提出について（回答）			文書番号	
				最高裁秘書第5004号	
同 い 文	別添のとおり回答してよろしいか。				
起 案  分 類 名 称  取 扱 区 分	起案日	令和1年10月7日		受付日	
	部署	最高裁判所 最高裁判所 事務総局秘書課 秘書課 庶 務第一係		決裁処理期限日	
				決裁日	21.10.7
	起案者	池島 憲子		施行処理期限日	
				施行日	
	連絡先			施行先	宮内庁式部職
				施行者	池島 憲子
	大分類	(庶務第一) 庶務 (事務)		取扱上の注意	
		中分類	交際		
		名称(小分類)	宮内庁関係(平成31年度)		
秘密区分					
秘密期間終了日			機密性格付け	2	
	指定事由		取扱制限		
			保存	行政文書保存期間	5年
			保存期間満了時期	令和7年3月31日	
決 裁 ・ 供 覧 欄	秘書課長	参事官	庶務第一係 01	庶務第一係 02	
	庶務主任				
	課長補佐 01				
備 考 欄	最高裁秘書第5003号と一括決裁				

最高裁秘書第 5004 号 ××

令和元年 10 月 8 日 ××

／ 宮内庁式部職 御中

最高裁判所事務総局秘書課 ××

(公 印 省 略)

×××××名簿の提出について

(10月4日付け宮内式発第446号に対する回答)

×大饗の儀の参列者の名簿を別添のとおり送付します。

## 大饗の儀

最高裁判所

	肩書き	氏名	生年月日	※配偶者の有無
	最高裁判所長官	大谷直人	昭和27. 6. 23	
	最高裁判所判事	池上政幸	昭和26. 8. 29	
	同	小池裕	昭和26. 7. 3	
	同	木澤克之	昭和26. 8. 27	
	同	菅野博之	昭和27. 7. 3	
	同	山口厚	昭和28. 11. 6	
	同	戸倉三郎	昭和29. 8. 11	
	同	林景一	昭和26. 2. 8	
	同	宮崎裕子	昭和26. 7. 9	
	同	深山卓也	昭和29. 9. 2	
	同	三浦守	昭和31. 10. 23	
	同	草野耕一	昭和30. 3. 22	
	同	宇賀克也	昭和30. 7. 21	
	同	林道晴	昭和32. 8. 31	
	同	岡村和美	昭和32. 12. 23	

	高等裁判所長官	今 崎 幸 彦	昭和 32. 11. 10	
同		安 浪 亮 介	昭和 32. 4. 19	
同		綿 引 万里子	昭和 30. 5. 2	
同		大 門 匡	昭和 30. 10. 19	
同		小 林 昭 彦	昭和 30. 2. 5	
同		秋 吉 淳一郎	昭和 30. 9. 19	
同		植 村 稔	昭和 30. 7. 20	
同		秋 葉 康 弘	昭和 30. 10. 12	
最高裁判所事務総長		中 村 懇	昭和 36. 9. 12	
元最高裁判所長官		草 場 良 八	大正 14. 11. 16	
同		三 好 達	昭和 2. 10. 31	
同		山 口 繁	昭和 7. 11. 4	
同		島 田 仁 郎	昭和 13. 11. 22	
同		竹 崎 博 允	昭和 19. 7. 8	
同		寺 田 逸 郎	昭和 23. 1. 9	
日本調停協会連合会理事長		土 屋 文 男	昭和 27. 7. 26	

本 人 31名  
配偶者 [REDACTED]名  
計 [REDACTED]名

決裁・供覧

件名	案内状の送付について			文書番号	
				最高裁秘書第5200号	
伺い文					
起案	起案日	令和1年10月21日		受付日	令和1年10月21日
	部署	最高裁判所 最高裁判所 事務総局秘書課 秘書課 庶務第一係		決裁	決裁処理期限日 決裁日
	起案者	池島 憲		施行	施行処理期限日 施行日
連絡先			行	施行先 施行者 取扱上の注意	
取扱区分	大分類	(庶務第一) 庶務 (事務)		格付け	機密性格付け 2
	中分類	交際			取扱制限
	名称(小分類)	宮内庁関係 (平成31年度)		保	行政文書保存期間 5年
	秘密区分			存	保存期間満了時期 令和7年3月31日
決裁・供覧欄	秘書課長	参事官	庶務第一係 01	庶務第一係 02	
		庶務主任			
		課長補佐 01			
備考欄	最高裁秘書第5200号之一種供覧				

宮内式発第497号  
令和元年10月21日

最高裁判所事務総局秘書課 御 中

宮 内 庁 式 部 曜  
( 公 印 省 略 )

案内状の送付について

来る11月14日及び15日の大嘗宮の儀の案内状31通を送付しますので、それぞれ配布方よろしくお取り計らい願います。

なお、資格に変更があった場合は、その旨当職へ通知願います。



決裁・供覧

件名	案内状の送付について			文書番号
				最高裁秘書第5201号
伺い文				
起案	起案日	令和1年10月21日	受付日	令和1年10月21日
	部署	最高裁判所 最高裁判所 事務総局秘書課 秘書課 庶務第一係	決裁	決裁処理期限日 決裁日
案	起案者	池島 憲子	施行	施行処理期限日 施行日
	連絡先		行	施行先 施行者
分類名	大分類	(庶務第一) 庶務 (事務)		取扱上の注意
	中分類	交際		
取扱区分	名称(小分類)	宮内庁関係 (平成31年度)	格付	機密性格付け 2
	秘密区分		取扱制限	
区	秘密期間終了日		保存	行政文書保存期間 5年
	指定事由		保存	保存期間満了時期 令和7年3月31日
決裁 ・ 供覧 欄	秘書課長	参事官	庶務第一係 01	庶務第一係 02
		庶務主任		
		課長補佐 01		
備考欄	最高裁秘書第5200号と一括供覧			

宮内式発第498号  
令和元年10月21日

最高裁判所事務総局秘書課 御 中

宮 内 庁 式 部 職  
( 公 印 省 略 )

案内状の送付について

来る11月16日及び18日お催しの大饗の儀の案内状31通を送付しますので、それぞれ配布方よろしくお取り計らい願います。

なお、資格に変更があった場合は、その旨当職へ通知願います。



決裁・供覧

件名	大嘗宮の儀及び大饗の儀元最高裁長官宛て案内状送付書			文書番号 最高裁秘書第5212号	
伺い文	別添のとおり送付してよろしいか。				
起案	起案日	令和1年10月23日	受付日		
	部署	最高裁判所 最高裁判所 事務総局秘書課 秘書課 庶務第一係	決裁	決裁処理期限日 決裁日	R1 10.25
案	起案者	池島 憲	施行	施行処理期限日 施行日	R1.10.25
	連絡先		行	施行先 施行者	元最高裁長官 池島 憲子
分類名 称	大分類	(庶務第一) 庶務 (事務)		取扱上の注意	
	中分類	交際			
取扱区分	名称(小分類)	宮内庁関係 (平成31年度)	格付	機密性格付け	2
	秘密期間終了日		付	取扱制限	
決裁 ・供覧 欄	指定事由		保	行政文書保存期間	5年
			存	保存期間満了時期	令和7年3月31日
	秘書課 01	参事官 01	庶務第一係 01	庶務第一係 02	
	01	01	01		
	01	01	01		
備考欄					

令和元年10月25日

(別紙の者) 殿

最高裁判所事務総局秘書課長 大須賀 寛之

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、11月14日（木）及び15日（金）に宮中において挙行される大嘗宮の儀並びに同月16日（土）に宮中において挙行される大饗の儀の御案内状が届きましたので、お送りいたします。出欠につきまして同封の葉書にて10月31日（木）までに御回答いただくほか、当課にも御連絡いただければと存じます。

おって、御出席される際には、車の手配をいたしますので、後日改めて御連絡させていただきます。

敬 具

(別紙)

草 場 良 八  
三 好 達 繁  
山 口 繁 郎  
島 田 仁 郎  
竹 崎 博 允  
寺 田 逸 郎

# 高等裁判所長官上京日程

用務 大嘗宮の儀（11.14（木）～15（金））・大饗の儀（11.18（月））

庁名	滞在中の配車計画
大阪 (安浪)	<p>11/14（木）～11/15（金）          15:25 [ ] 発 → 16:15 皇居正門着          4:30頃 皇居正門発 → 5:15頃 [ ] 着（以後配車不要）</p> <p>-----          11/18（月）          10:15 [ ] 発 → 11:00 皇居正門着          13:40頃 皇居正門発 → 14:25頃 [ ] 着（以後配車不要）</p>
名古屋 (綿引)	<p>11/14（木）～11/15（金）          11/14 15:10 [ ] 発 → 15:40 皇居着          11/15 4:30頃～ 皇居発 → 5:00頃～ [ ] 着          （以後配車不要）</p> <p>-----          11/18（月）          10:30 [ ] 発 → 11:00 皇居着          13:40頃～ 皇居発 → 14:10頃～ [ ] 着          （以後配車不要）</p>
広島 (大門)	<p>11/14（木）～11/15（金）          14:10 [ ] 発（[ ]・秘書官同乗）→14:25 [ ] 着          15:30 [ ] 発（秘書官同乗）→15:45 皇居参入          4:30頃 皇居発→6:00 [ ] 着 ※以降配車不要</p> <p>-----          11/18（月）          9:50 [ ] 発→11:20 皇居参入          13:40頃 皇居発→15:10頃 [ ] 着 ※以降配車不要</p>
福岡 (小林)	<p>11/14（木）          13:15 [ ] 発（秘書官同乗）→14:15 [ ] 着          15:30 [ ] 発（秘書官同乗）→16:00 皇居着 ※秘書官は退出・待機場所へ          ※適宜 待機場所発（秘書官）→20:30 皇居着          22:00頃 退出（秘書官同乗）→22:30 [ ] 着          （以降配車不要）</p> <p>11/15（金）          9:40 [ ] 発（秘書官同乗）→10:40 [ ] 着          （以降配車不要）</p> <p>-----          11/18（月）          10:20 [ ] 発（秘書官同乗）→11:20 皇居着          14:00 皇居発（秘書官同乗）→15:00 [ ] 着          （以降配車不要）</p>

府名	滞在中の配車計画
仙台 (秋吉)	<p>11/14 (木) ~11/15 (金)</p> <p>15:20 [ ] 発 → 16:00 皇居着</p> <p>翌4:30 皇居発 → 5:00 [ ] 着</p> <p>-----</p> <p>11/18 (月)</p> <p>10:30 [ ] 発 → 11:10 皇居着</p> <p>13:40 皇居発 → 14:20 [ ] 着</p>
札幌 (植村)	<p>11/14 (木) ~11/15 (金)</p> <p>11/14 14:30 [ ] 発 (ハイヤー等) → 16:00 皇居正門着</p> <p>11/15 4:30頃 皇居正門発 (ハイヤー等) → 5:30 [ ] 着</p> <p>-----</p> <p>11/18 (月)</p> <p>9:30 [ ] 発 (ハイヤー等) → 11:00 皇居正門着</p> <p>13:40頃 皇居正門発 (ハイヤー等) → 14:40 [ ] 着</p>
高松 (秋葉)	<p>11/14 (木) ~11/15 (金)</p> <p>14:50 [ ] 発 (ハイヤー) → 16:00 皇居参入</p> <p>4:30 皇居退出 (ハイヤー) → 5:15 [ ] 着</p> <p>(以降配車不要)</p> <p>-----</p> <p>11/18 (月)</p> <p>10:00 [ ] 発 (ハイヤー) → 11:00 皇居参入</p> <p>13:40 皇居退出 (ハイヤー) → 14:40 [ ] 着</p> <p>(以降配車不要)</p>

株式会社日の丸リムジン 御中

最高裁判所事務総局秘書課庶務第一係（担当：池島）

次のとおり、ハイヤー利用を発注します。

11月12日までに、利用車種等を御連絡ください。

利用日 令和元年11月14日（木）～15日（金）

番号	利用予定時間	経路等
1	15:00	別紙1（No. 1）のとおり
2	12:40	別紙1（No. 2）のとおり
3	12:00	別紙1（No. 3）のとおり
4	9:20	別紙1（No. 4）のとおり
5	16:10	別紙1（No. 5）のとおり
6	15:30	別紙1（No. 6）のとおり
7	14:50	別紙1（No. 7）のとおり
8	16:15	別紙1（No. 8）のとおり
9	8:00	別紙1（No. 9）のとおり
10	15:00	別紙1（No. 10）のとおり
11	18:00	別紙1（No. 11）のとおり
12	15:30	別紙1（No. 12）のとおり

(別紙1)

No.	1	ふりがな 利 用 者	みよし とおる 三 好 達	
配車経路等	<p>① [15:45発] ※別添2 → 皇居【16:30着】(正門～南車寄～坂下門) ※別添1</p> <p>② 皇居【2:30参入, 4:30発】(正門～宮殿東庭(待機)～南車寄～正門) → [5:15頃着]</p>			
その他指示	<p>1 利用者の乗車時に自動車標識2種類(①赤色, ②回送)を受け取り, 必ず前面ガラス(助手席側上部)にお付けください。</p> <p>2 皇居参入時は, 二重橋前交差点を経由し, 皇居正門から参入してください。</p> <p>3 皇居内での通行は, 皇宮護衛官の指示に従ってください。</p>			

No.	2	ふりがな 利 用 者	やまぐち しげる 山 口 繁	
配車経路等	<p>[14:50発] ※別添3</p> <p>→ 皇居【16:30着, 22:30発】 (正門～南車寄～宮殿東庭(待機)～車寄～正門) ※別添1</p> <p>→ [0:10頃着]</p>			
その他指示	<p>1 利用者の乗車時に自動車標識(赤色)を受け取り, 必ず前面ガラス(助手席側上部)にお付けください。</p> <p>2 皇居参入時は, 二重橋前交差点を経由し, 皇居正門から参入してください。</p> <p>3 皇居内での通行は, 皇宮護衛官の指示に従ってください。</p>			

No.	3	ふりがな 利 用 者	しまだ にろう 島 田 仁 郎	
配車経路等	<p>① [15:00発] ※別添4 → 皇居【16:30着】(正門～南車寄～坂下門) ※別添1</p> <p>② 皇居【20:30参入, 22:30発】(正門～宮殿東庭(待機)～車寄～正門) → [0:00頃着]</p>			
その他指示	<p>1 利用者の乗車時に自動車標識2種類(①赤色, ②回送)を受け取り, 必ず前面ガラス(助手席側上部)にお付けください。</p> <p>2 皇居参入時は, 二重橋前交差点を経由し, 皇居正門から参入してください。</p> <p>3 皇居内での通行は, 皇宮護衛官の指示に従ってください。</p>			

No.	4	ふりがな 利 用 者	たけさき ひろのぶ 竹 崎 博 允	
配 車 経 路 等	<p>① [REDACTED] 【16:20発】 ※別添5 → 皇居 【16:30着】 (正門～南車寄～坂下門) ※別添1</p> <p>② 皇居 【20:30参入, 22:30発】 (正門～宮殿東庭 (待機) ～南車寄～正門) → [REDACTED] 【0:00頃着】</p>			
そ の 他 指 示	<p>1 利用者の乗車時に自動車標識2種類 (①赤色, ②回送) を受け取り, 必ず前面ガラス (助手席側上部) にお付けください。</p> <p>2 皇居参入時は, 二重橋前交差点を経由し, 皇居正門から参入してください。</p> <p>3 皇居内での通行は, 皇宮護衛官の指示に従ってください。</p>			

No.	5	ふりがな 利 用 者	てらだ いつろう 寺 田 逸 郎	
配 車 経 路 等	<p>① [REDACTED] 【15:20発】 ※別添6 → 皇居 【16:30着】 (正門～南車寄～坂下門) ※別添1</p> <p>② [REDACTED]</p> <p>③ 皇居 【2:30参入, 4:30発】 (正門～宮殿東庭 (待機) ～南車寄～正門) → [REDACTED] 【5:30頃着】</p>			
そ の 他 指 示	<p>1 利用者の乗車時に自動車標識2種類 (①赤色, ②回送) を受け取り, 必ず前面ガラス (助手席側上部) にお付けください。</p> <p>2 皇居参入時は, 二重橋前交差点を経由し, 皇居正門から参入してください。</p> <p>3 皇居内での通行は, 皇宮護衛官の指示に従ってください。</p> <p>4 [REDACTED]</p>			

No.	6	ふりがな 利 用 者	やすなみ りょうすけ 安 浪 亮 介	
配 車 経 路 等	<p>① [REDACTED] 【15:25発】 ※別添7 → 皇居 【16:15着】 (正門～南車寄～坂下門) ※別添1</p> <p>② 皇居 【2:30参入, 4:30発】 (正門～宮殿東庭 (待機) ～南車寄～正門) → [REDACTED] 【5:15頃着】</p>			
そ の 他 指 示	<p>1 利用者の乗車時に自動車標識2種類 (①黄色, ②回送) を受け取り, 必ず前面ガラス (助手席側上部) にお付けください。</p> <p>2 皇居参入時は, 二重橋前交差点を経由し, 皇居正門から参入してください。</p> <p>3 皇居内での通行は, 皇宮護衛官の指示に従ってください。</p>			

No.	7	ふりがな 利 用 者	わたひき まりこ 綿 引 万里子
配車経路等	<p>① [REDACTED] 【15:10発】 ※別添8 → 皇居 【15:40着】 (正門～南車寄～坂下門) ※別添1</p> <p>② 皇居 【2:30参入, 4:30発】 (正門～宮殿東庭(待機)～南車寄～正門) → [REDACTED] 【5:00頃着】</p>		
その他指示	<p>1 利用者の乗車時に自動車標識2種類(①黄色, ②回送)を受け取り, 必ず前面ガラス(助手席側上部)にお付けください。</p> <p>2 皇居参入時は, 二重橋前交差点を経由し, 皇居正門から参入してください。</p> <p>3 皇居内での通行は, 皇宮護衛官の指示に従ってください。</p>		

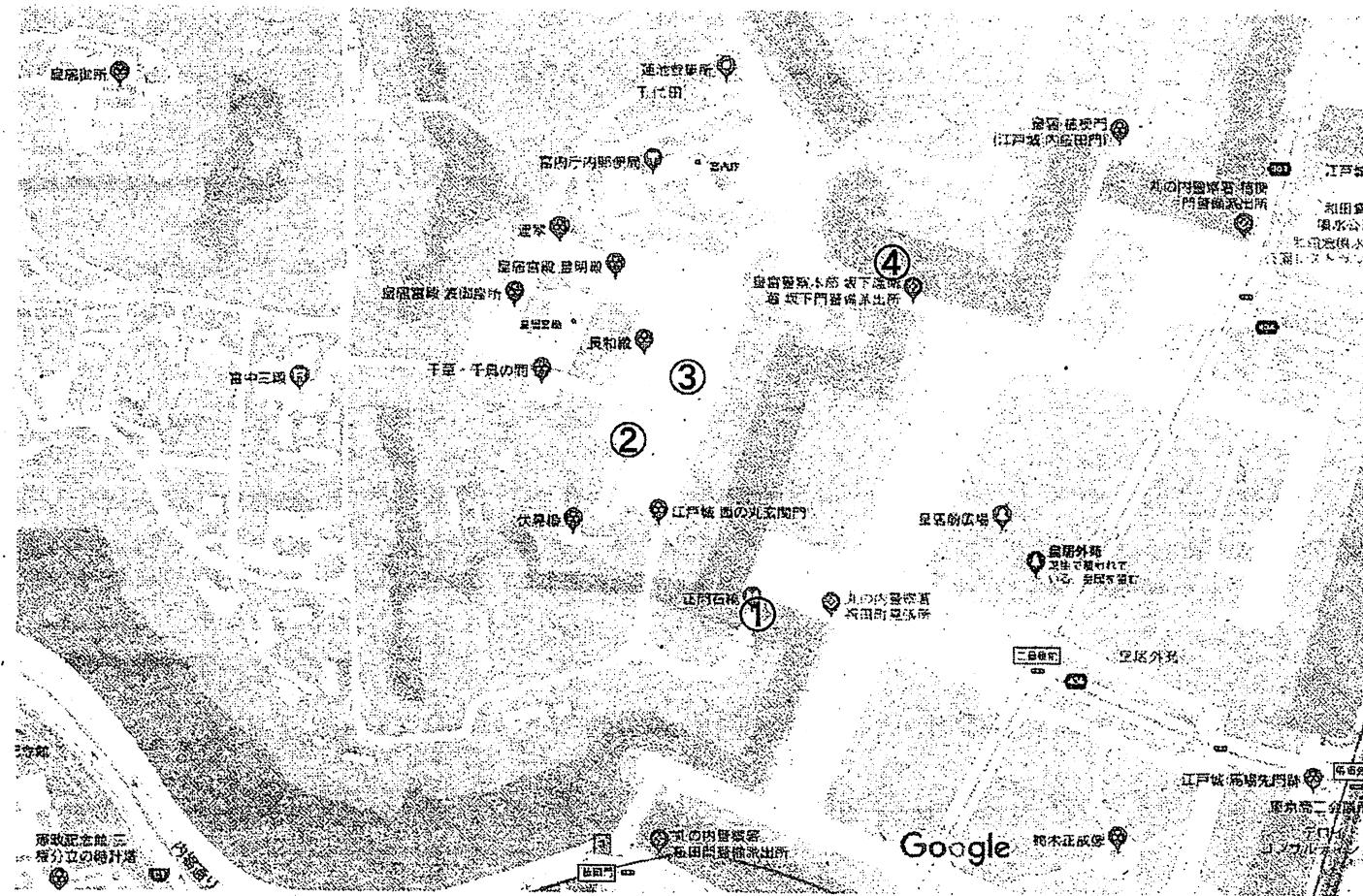
No.	8	ふりがな 利 用 者	だいもん たすく 大 門 匡
配車経路等	<p>① [REDACTED] 【15:30発】 ※別添9 → 皇居 【15:45着】 (正門～南車寄～坂下門) ※別添1</p> <p>② 皇居 【2:30参入, 4:30発】 (正門～宮殿東庭(待機)～南車寄～正門) → [REDACTED] 【6:00頃着】</p>		
その他指示	<p>1 利用者の乗車時に自動車標識2種類(①黄色, ②回送)を受け取り, 必ず前面ガラス(助手席側上部)にお付けください。</p> <p>2 皇居参入時は, 二重橋前交差点を経由し, 皇居正門から参入してください。</p> <p>3 皇居内での通行は, 皇宮護衛官の指示に従ってください。</p> <p>4 配車経路のうち, ①は秘書官(1名)が同乗します(営業所で下車)。</p>		

No.	9	ふりがな 利 用 者	こばやし あきひこ 小 林 昭 彦
配車経路等	<p>① [REDACTED] 【15:40発】 → 皇居 【16:00着】 (正門～南車寄～坂下門) ※別添10</p> <p>② 皇居 【20:30参入, 22:30発】 (正門～宮殿東庭(待機)～車寄～正門) → [REDACTED] 【23:00頃着】</p>		
その他指示	<p>1 利用者の乗車時に自動車標識2種類(①黄色, ②回送)を受け取り, 必ず前面ガラス(助手席側上部)にお付けください。</p> <p>2 皇居参入時は, 二重橋前交差点を経由し, 皇居正門から参入してください。</p> <p>3 皇居内での通行は, 皇宮護衛官の指示に従ってください。</p> <p>4 秘書官(1名)が同乗します(①は営業所で下車, ②は営業所から乗車)。</p>		

No.	10	ふりがな 利 用 者	あきよし じゅんいちろう 秋 吉 淳一郎
配車経路等	<p>① [REDACTED] 【15:20発】 ※別添1 1 → 皇居【16:00着】 (正門～南車寄～坂下門) ※別添1</p> <p>② 皇居【2:30参入, 4:30発】 (正門～宮殿東庭(待機)～南車寄～正門) → [REDACTED] 【5:00頃着】</p>		
その他指示	<p>1 利用者の乗車時に自動車標識2種類(①黄色, ②回送)を受け取り, 必ず前面ガラス(助手席側上部)にお付けください。</p> <p>2 皇居参入時は, 二重橋前交差点を経由し, 皇居正門から参入してください。</p> <p>3 皇居内での通行は, 皇宮護衛官の指示に従ってください。</p>		

No.	11	ふりがな 利 用 者	うえむら みのる 植 村 稔
配車経路等	<p>① [REDACTED] 【14:30発】 ※別添1 2 → 皇居【16:00着】 (正門～南車寄～坂下門) ※別添1</p> <p>② 皇居【2:30参入, 4:30発】 (正門～宮殿東庭(待機)～南車寄～正門) → [REDACTED] 【5:30頃着】</p>		
その他指示	<p>1 利用者の乗車時に自動車標識2種類(①黄色, ②回送)を受け取り, 必ず前面ガラス(助手席側上部)にお付けください。</p> <p>2 皇居参入時は, 二重橋前交差点を経由し, 皇居正門から参入してください。</p> <p>3 皇居内での通行は, 皇宮護衛官の指示に従ってください。</p>		

No.	12	ふりがな 利 用 者	あきば やすひろ 秋 葉 康 弘
配車経路等	<p>① [REDACTED] 【15:15発】 ※別添1 3 → 皇居【16:00着】 (正門～南車寄～坂下門) ※別添1</p> <p>② 皇居【2:30参入, 4:30発】 (正門～宮殿東庭(待機)～南車寄～正門) → [REDACTED] 【5:15頃着】</p>		
その他指示	<p>1 利用者の乗車時に自動車標識2種類(①黄色, ②回送)を受け取り, 必ず前面ガラス(助手席側上部)にお付けください。</p> <p>2 皇居参入時は, 二重橋前交差点を経由し, 皇居正門から参入してください。</p> <p>3 皇居内での通行は, 皇宮護衛官の指示に従ってください。</p>		



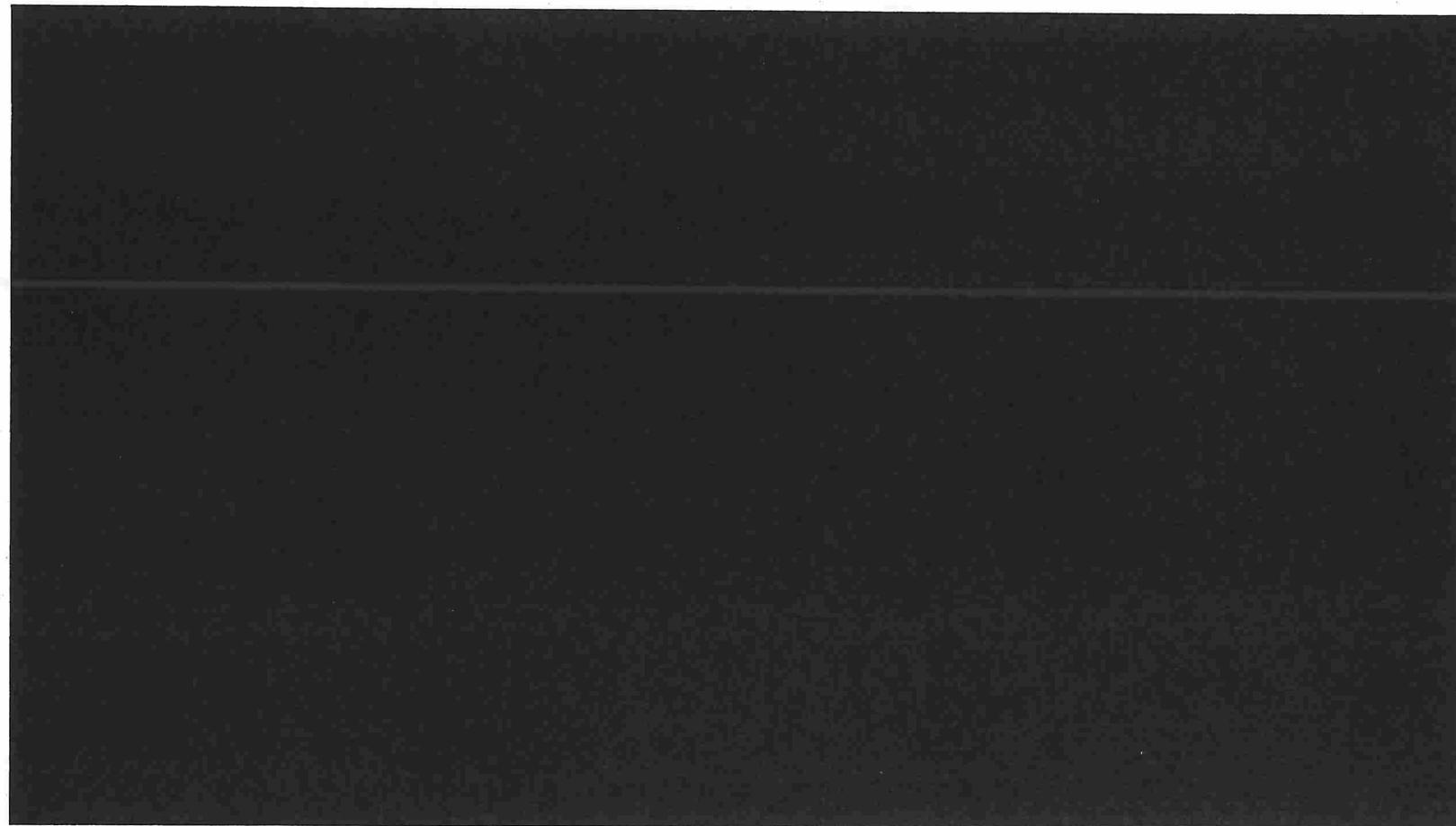
- ① 正門
- ② 南車寄
- ③ 宮殿東庭
- ④ 坂下門

(別添2)



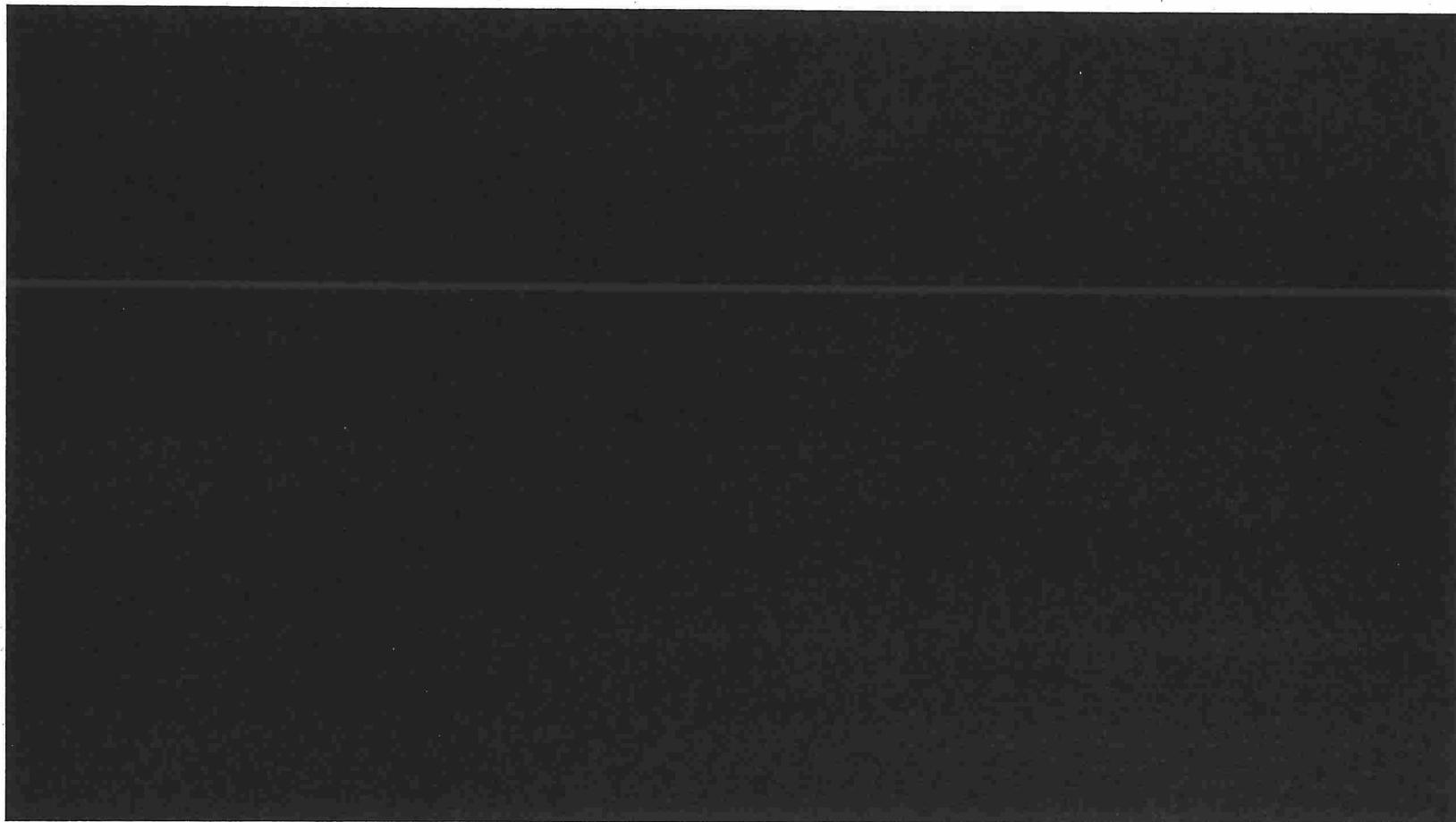
★が付されたところが乗降場所です。

(別添3)

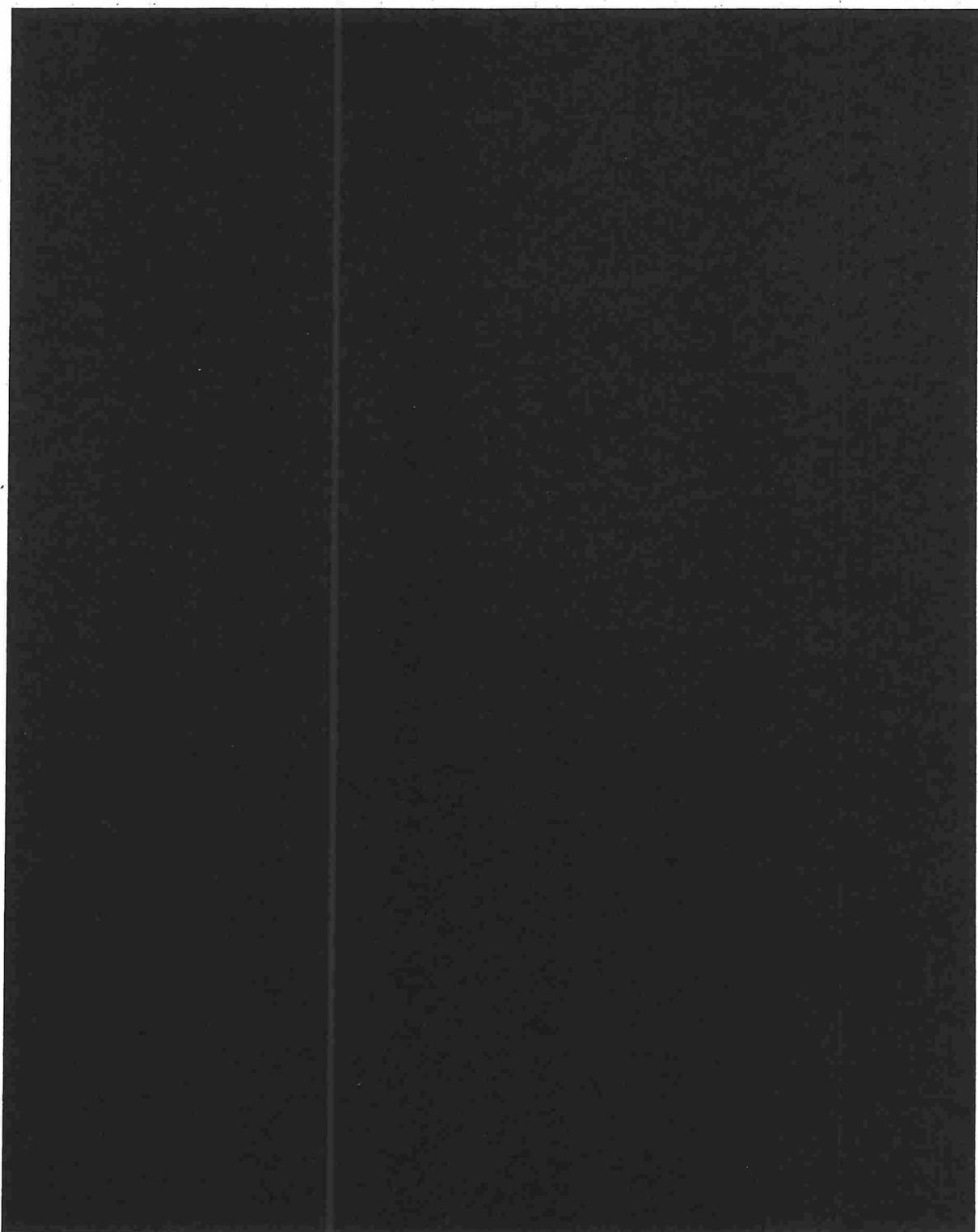


★が付されたところが乗降場所です。

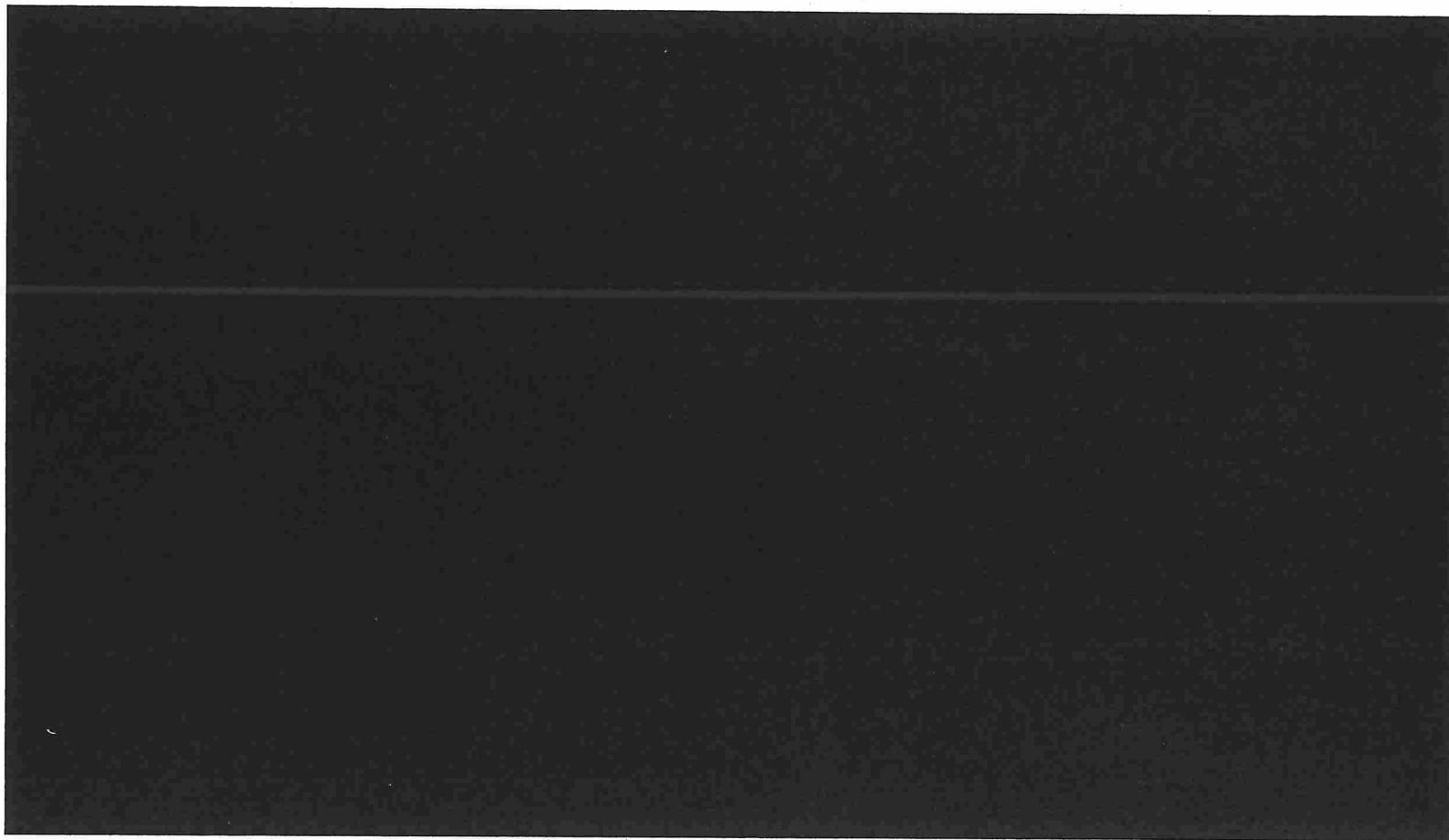
(別添4)



★が付されたところが乗降場所です。

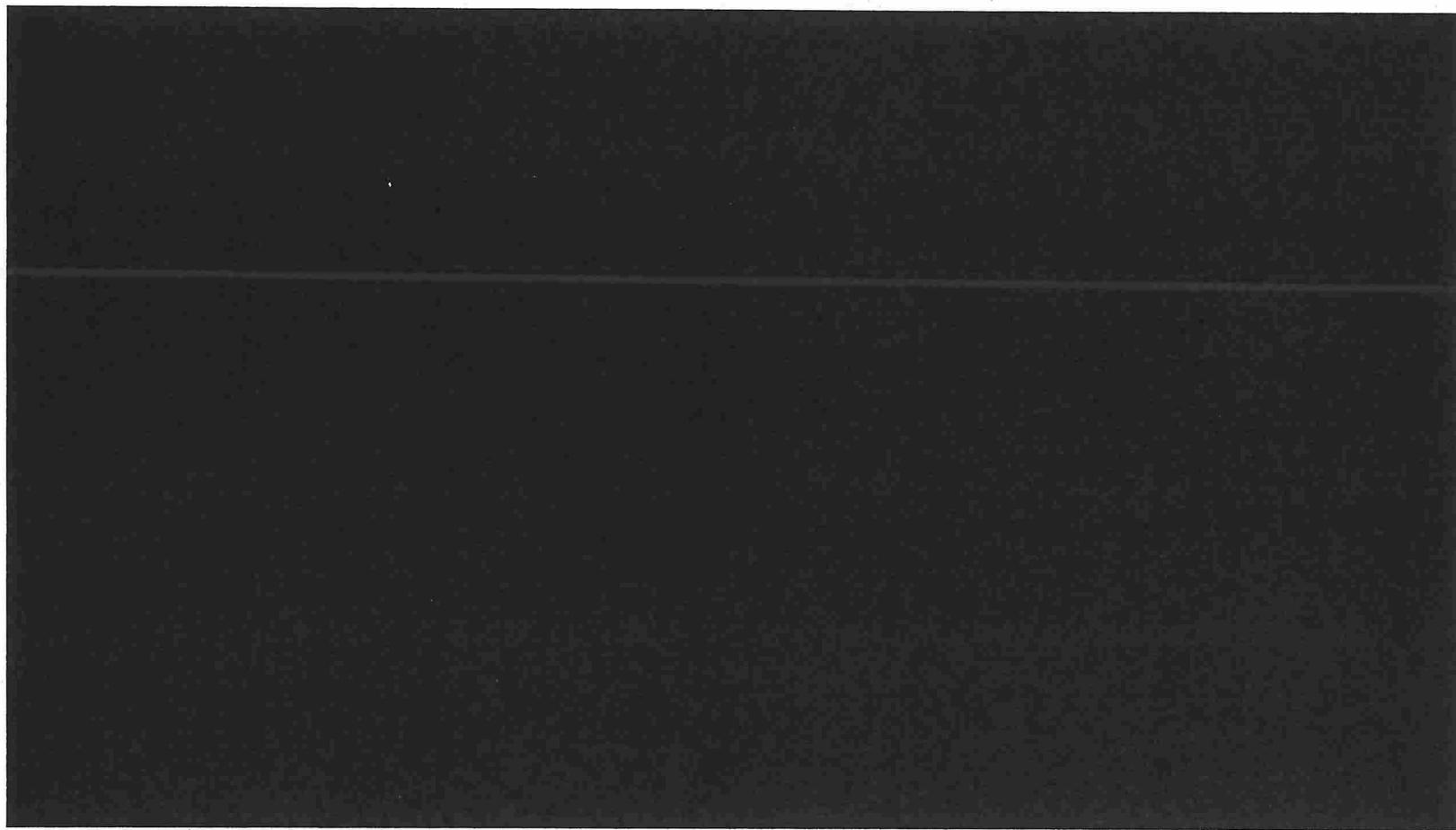


(別添 6)



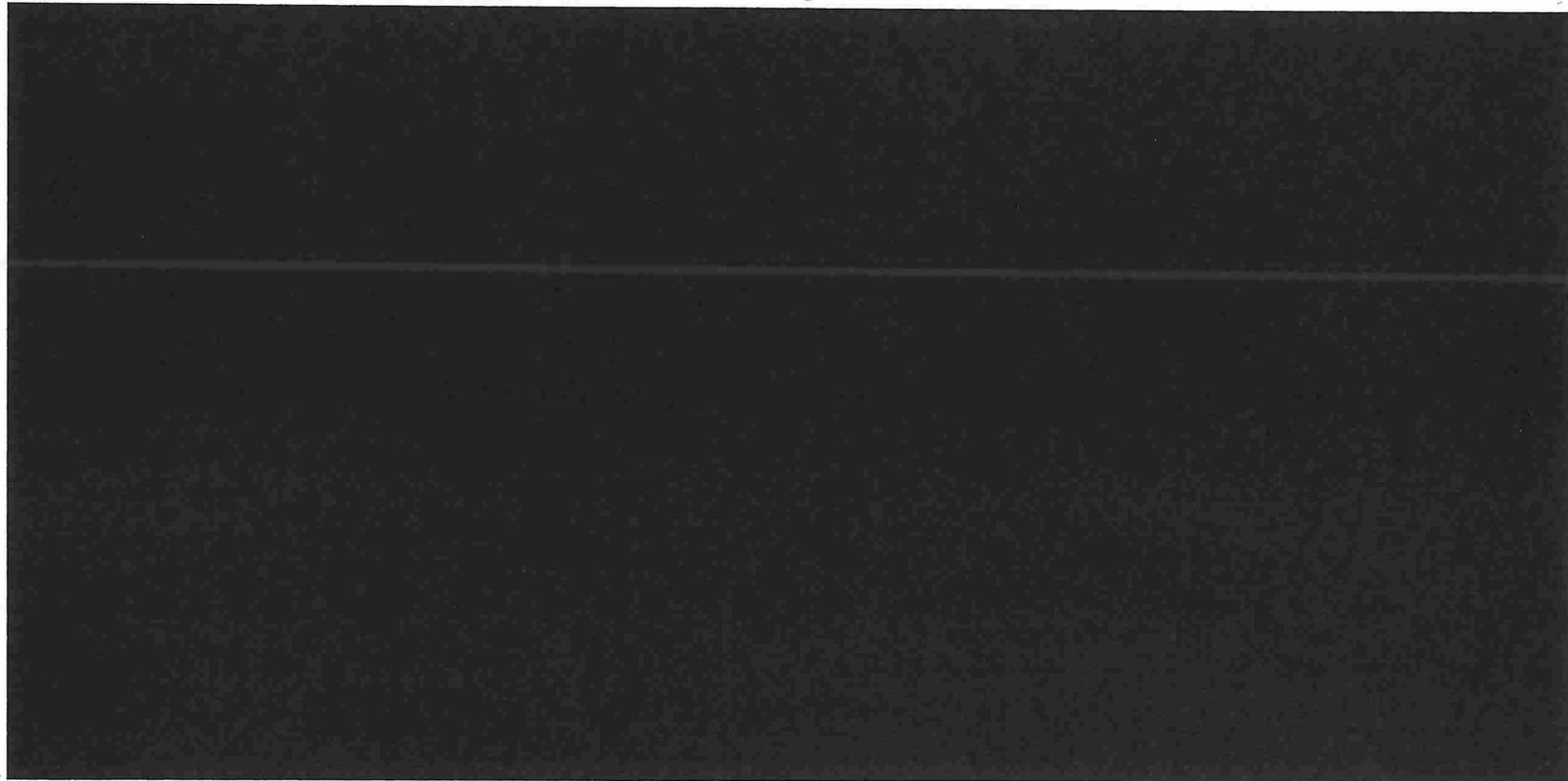
★が付されたところが乗降場所です。  
長時間の停車はできませんので御注意ください。

(別添 7)



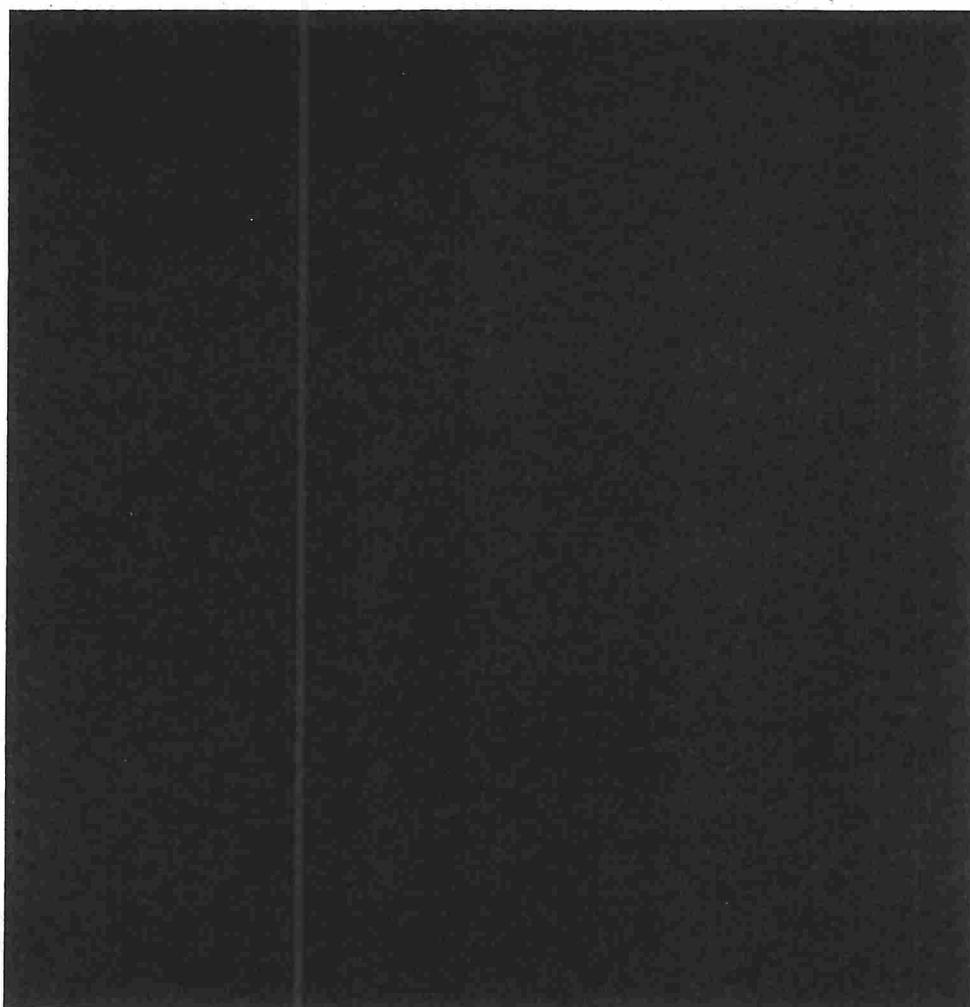
★が付されたところが乗降場所です。  
長時間の停車はできませんので御注意ください。

(別添8)



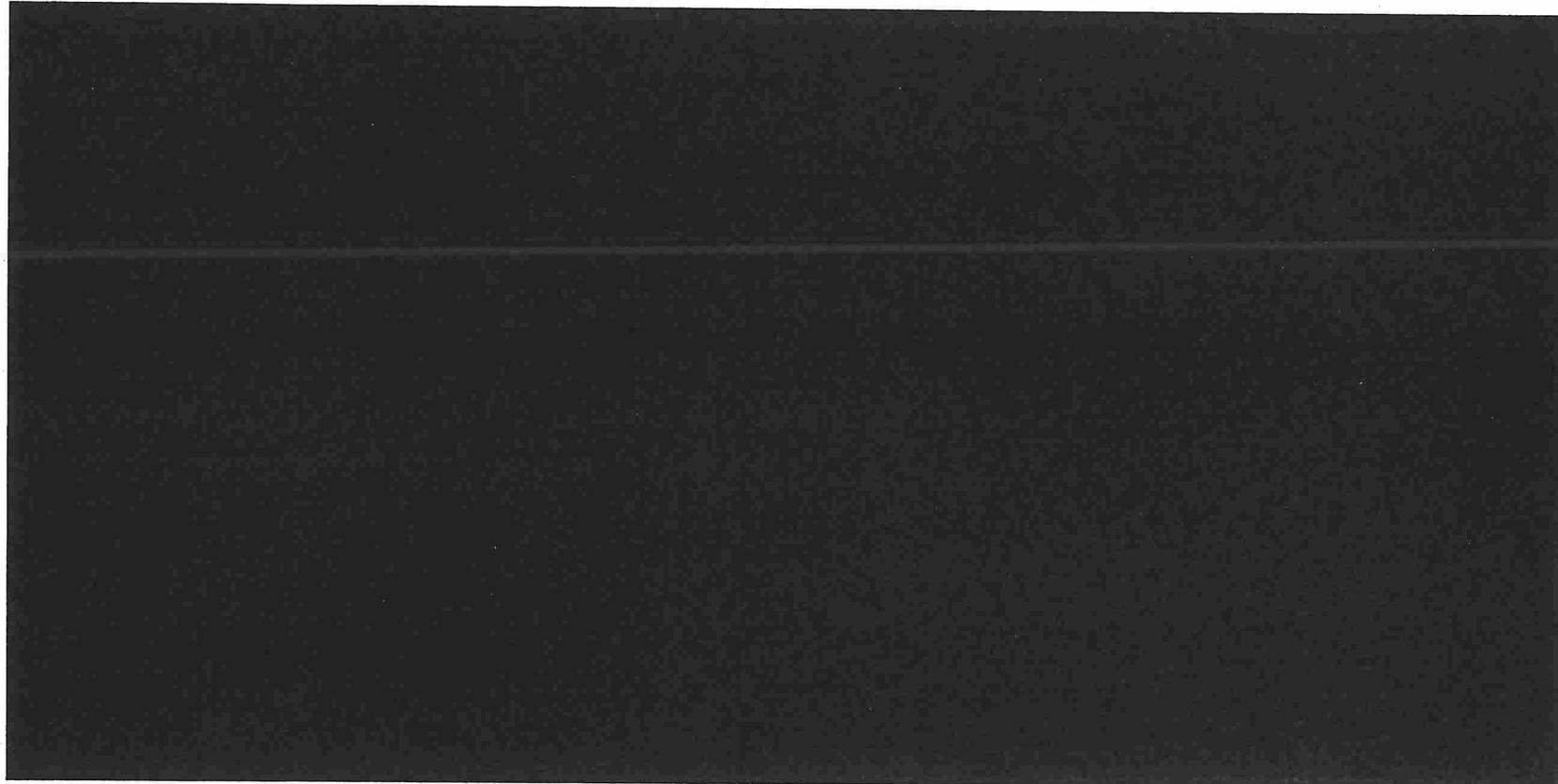
★印が付されたところが乗降場所です。  
長時間の停車はできませんので御注意ください。

(別添9)



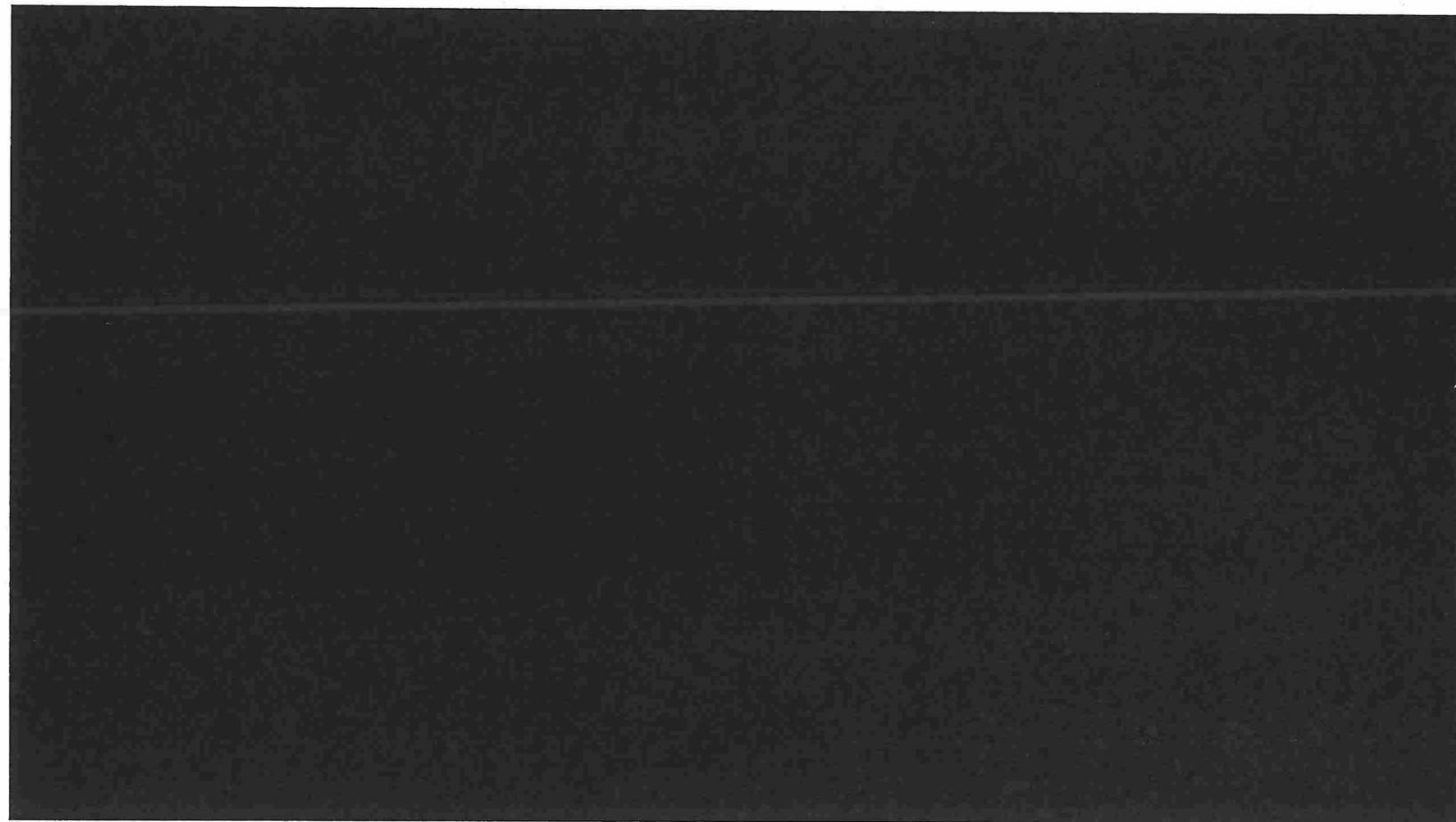


(別添11)



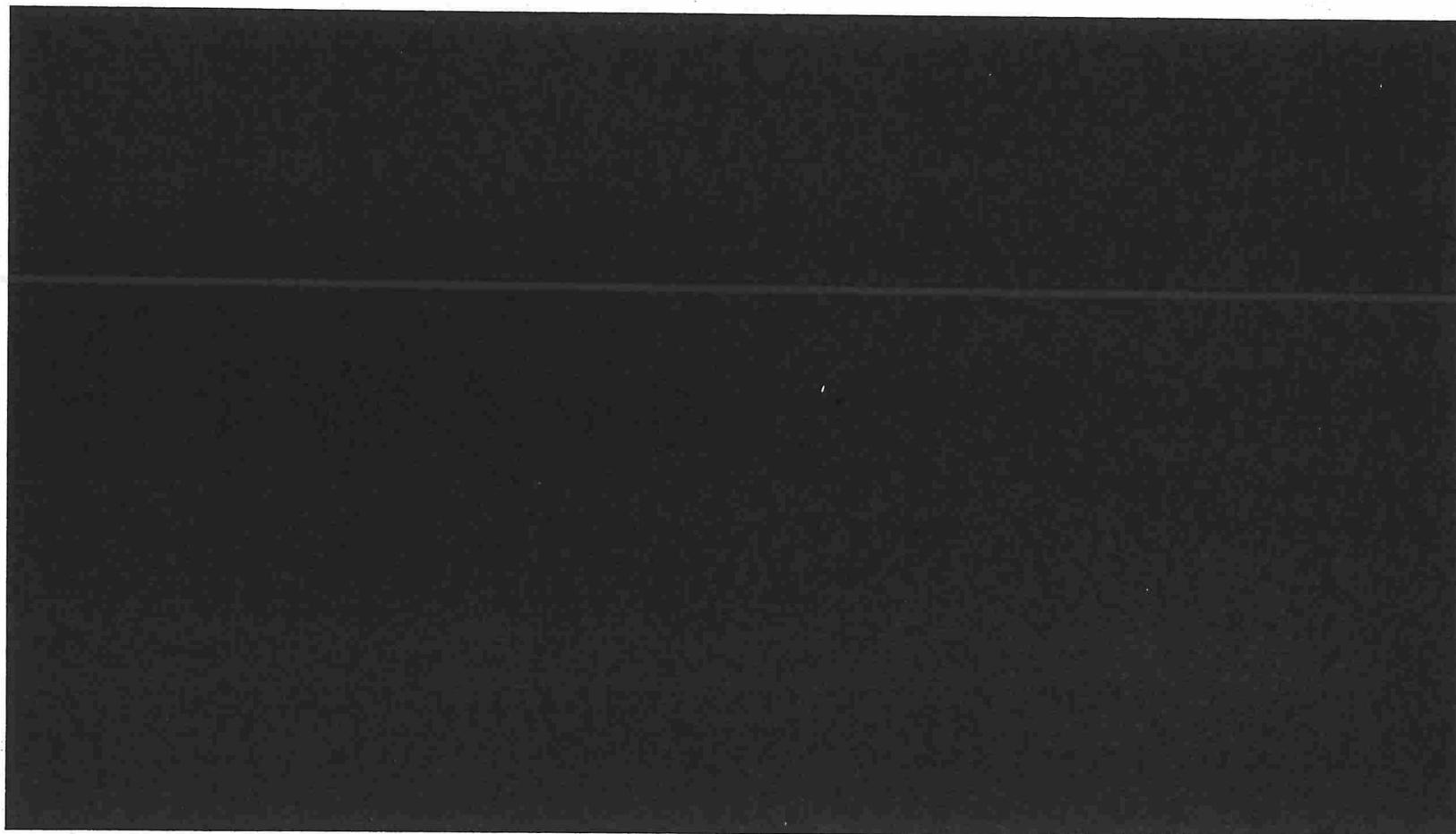
★が付されたところが乗降場所です。

(別添 12)



★が付されたところが乗降場所です。

(別添 13)



★が付されたところが乗降場所です。

株式会社日の丸リムジン 御中

最高裁判所事務総局秘書課庶務第一係 (担当: 池島)

次のとおり、ハイヤー利用を発注します。

11月12日までに、利用車種等を御連絡ください。

利用日 令和元年11月16日 (土)

番号	利用予定時間	経路等
1	5:20	別紙2 (No. 1) のとおり
2	5:00	別紙2 (No. 2) のとおり
3	8:20	別紙2 (No. 3) のとおり
4	3:50	別紙2 (No. 4) のとおり
5	6:30	別紙2 (No. 5) のとおり

(別紙2)

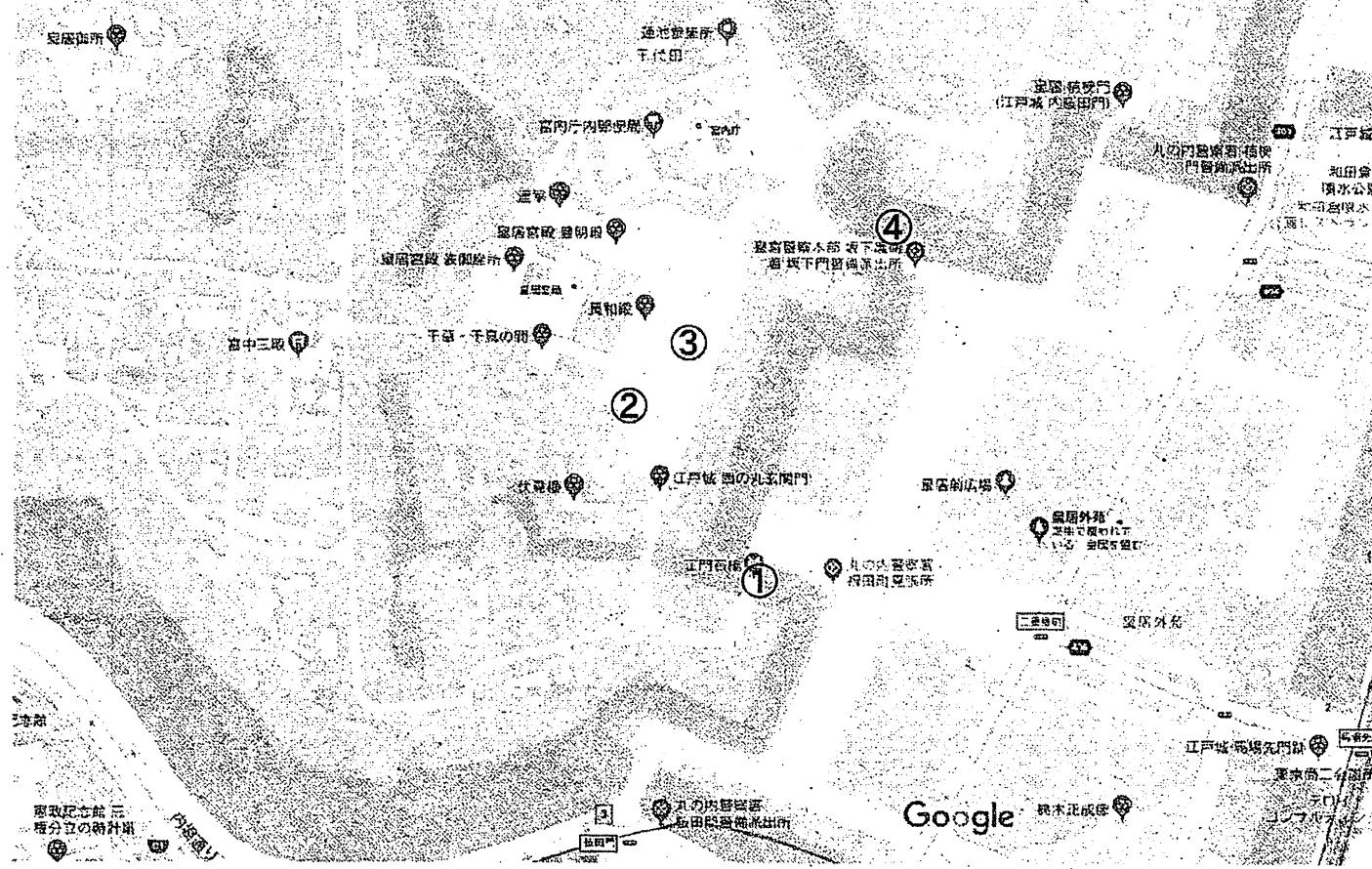
No.	1	ふりがな 利 用 者	みよし とおる 三 好 達	
配車経路等	<p>【10:35発】 ※別添2 → 皇居 【11:20着, 13:40発】 (正門～南車寄～宮殿東庭(待機)～南車寄～正門) ※別添1 → [14:25頃着]</p>			
その他指示	<p>1 利用者の乗車時に自動車標識(赤色)を受け取り、必ず前面ガラス(助手席側上部)にお付けください。 2 皇居参入時は、二重橋前交差点を経由し、皇居正門から参入してください。 3 皇居内での通行は、皇宮護衛官の指示に従ってください。</p>			

No.	2	ふりがな 利 用 者	やまぐち しげる 山 口 繁	
配車経路等	<p>【10:40発】 ※別添1 4 → 皇居 【11:20着, 13:40発】 (正門～南車寄～宮殿東庭(待機)～南車寄～正門) ※別添1 → [14:20頃着]</p>			
その他指示	<p>1 利用者の乗車時に自動車標識(赤色)を受け取り、必ず前面ガラス(助手席側上部)にお付けください。 2 皇居参入時は、二重橋前交差点を経由し、皇居正門から参入してください。 3 皇居内での通行は、皇宮護衛官の指示に従ってください。</p>			

No.	3	ふりがな 利 用 者	しまだ にろう 島 田 仁 郎	
配車経路等	<p>【9:50発】 ※別添4 → 皇居 【11:20着, 13:40発】 (正門～南車寄～宮殿東庭(待機)～南車寄～正門) ※別添1 → [15:10頃着]</p>			
その他指示	<p>1 利用者の乗車時に自動車標識(赤色)を受け取り、必ず前面ガラス(助手席側上部)にお付けください。 2 皇居参入時は、二重橋前交差点を経由し、皇居正門から参入してください。 3 皇居内での通行は、皇宮護衛官の指示に従ってください。</p>			

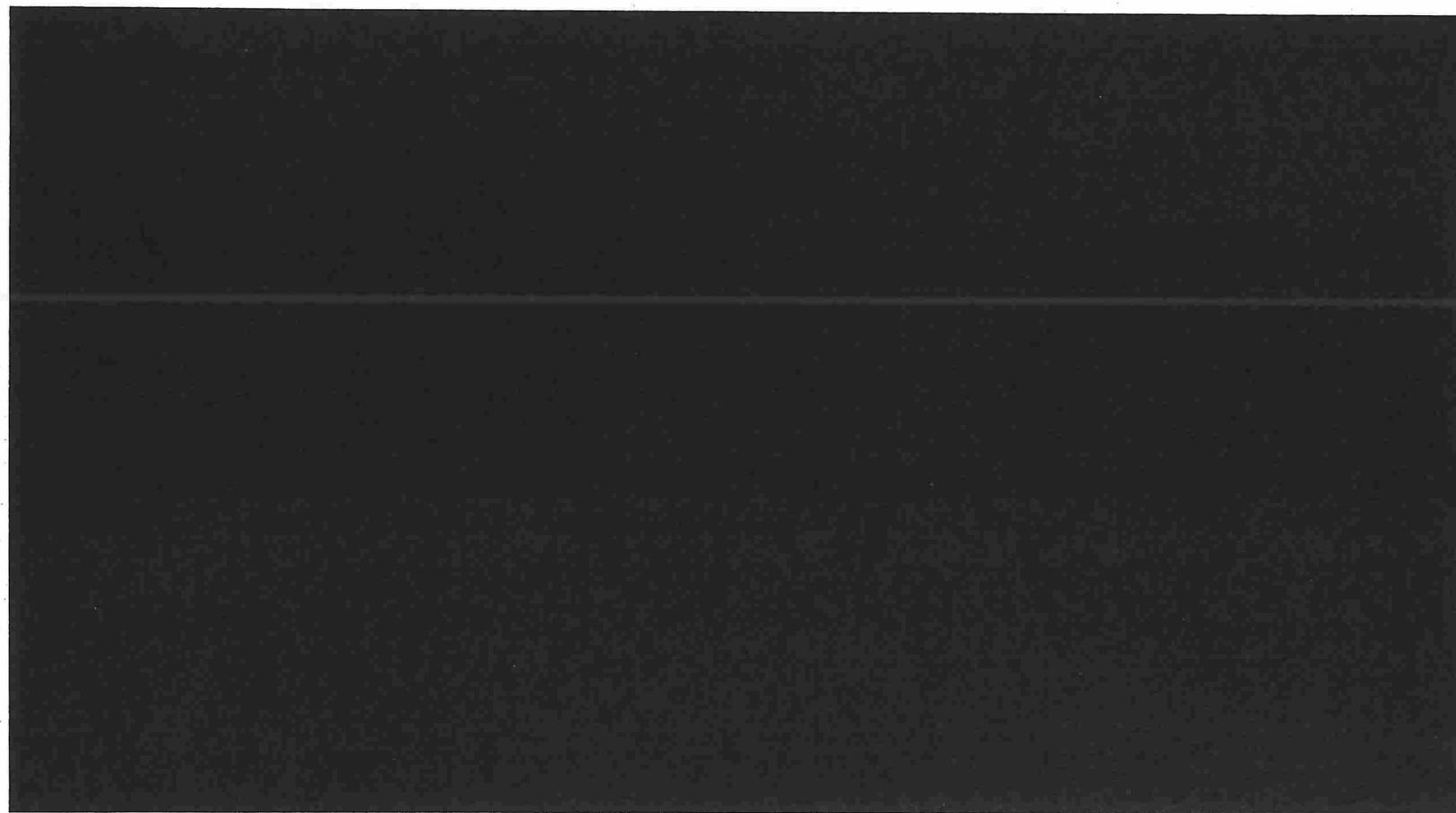
No.	4	ふりがな 利 用 者	たけさき ひろのぶ 竹 崎 博 允	
配 車 経 路 等			【11:10発】 ※別添5 → 皇居 【11:20着, 13:40発】 (正門～南車寄～宮殿東庭(待機)～南車寄～正門) ※別添1 → [13:55頃着, 14:10頃発] → [14:30頃着]	
そ の 他 指 示			1 利用者の乗車時に自動車標識(赤色)を受け取り、必ず前面ガラス(助手席側上部)にお付けください。 2 皇居参入時は、二重橋前交差点を経由し、皇居正門から参入してください。 3 皇居内での通行は、皇宫護衛官の指示に従ってください。	

No.	5	ふりがな 利 用 者	てらだ いつろう 寺 田 逸 郎	
配 車 経 路 等			【10:10発】 ※別添6 → 皇居 【11:20着, 13:40発】 (正門～南車寄～宮殿東庭(待機)～南車寄～正門) ※別添1 → [14:40頃着]	
そ の 他 指 示			1 利用者の乗車時に自動車標識(赤色)を受け取り、必ず前面ガラス(助手席側上部)にお付けください。 2 皇居参入時は、二重橋前交差点を経由し、皇居正門から参入してください。 3 皇居内での通行は、皇宫護衛官の指示に従ってください。	



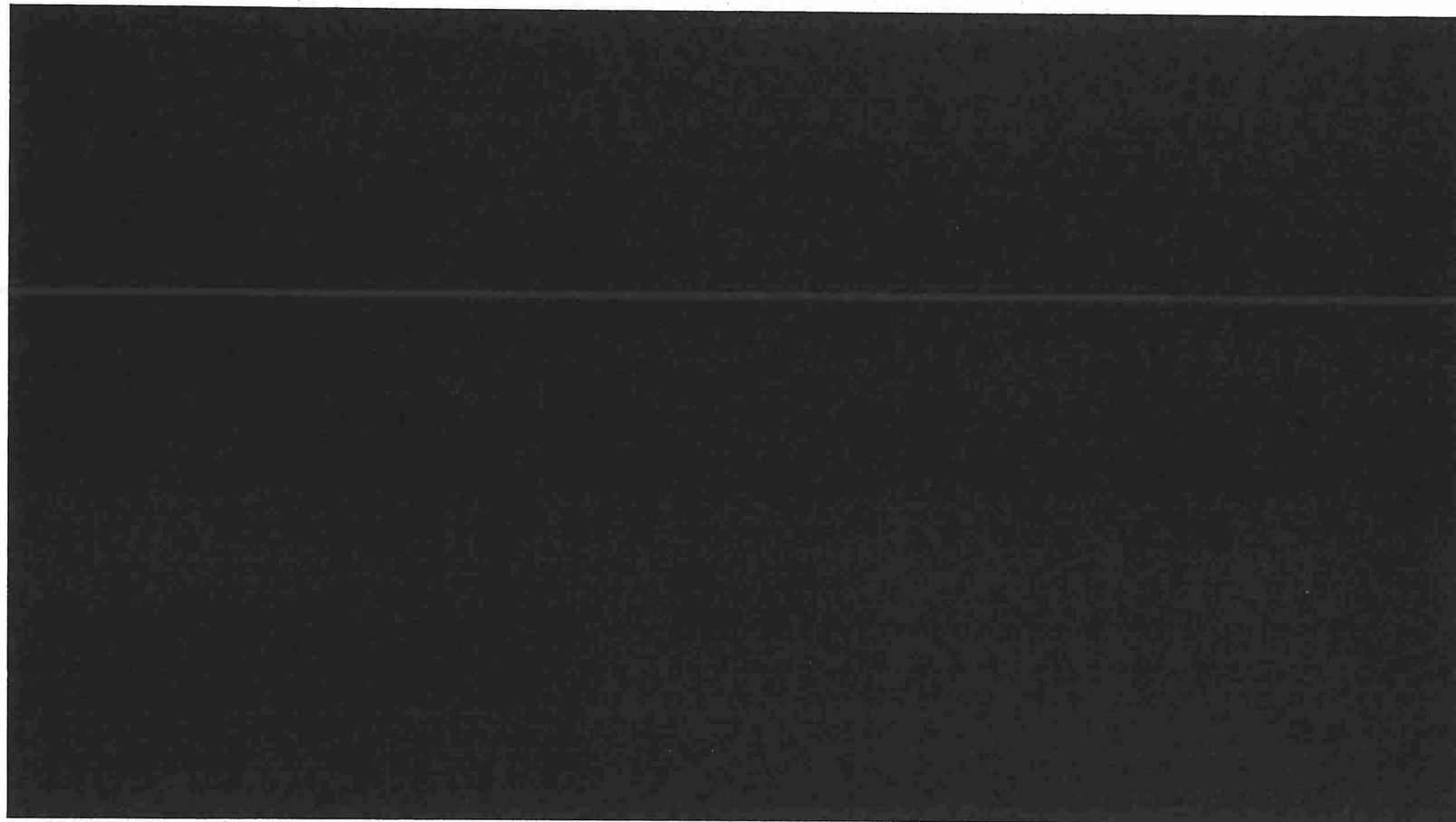
- ① 正門
- ② 南車寄
- ③ 宮殿東庭
- ④ 坂下門

(別添2)

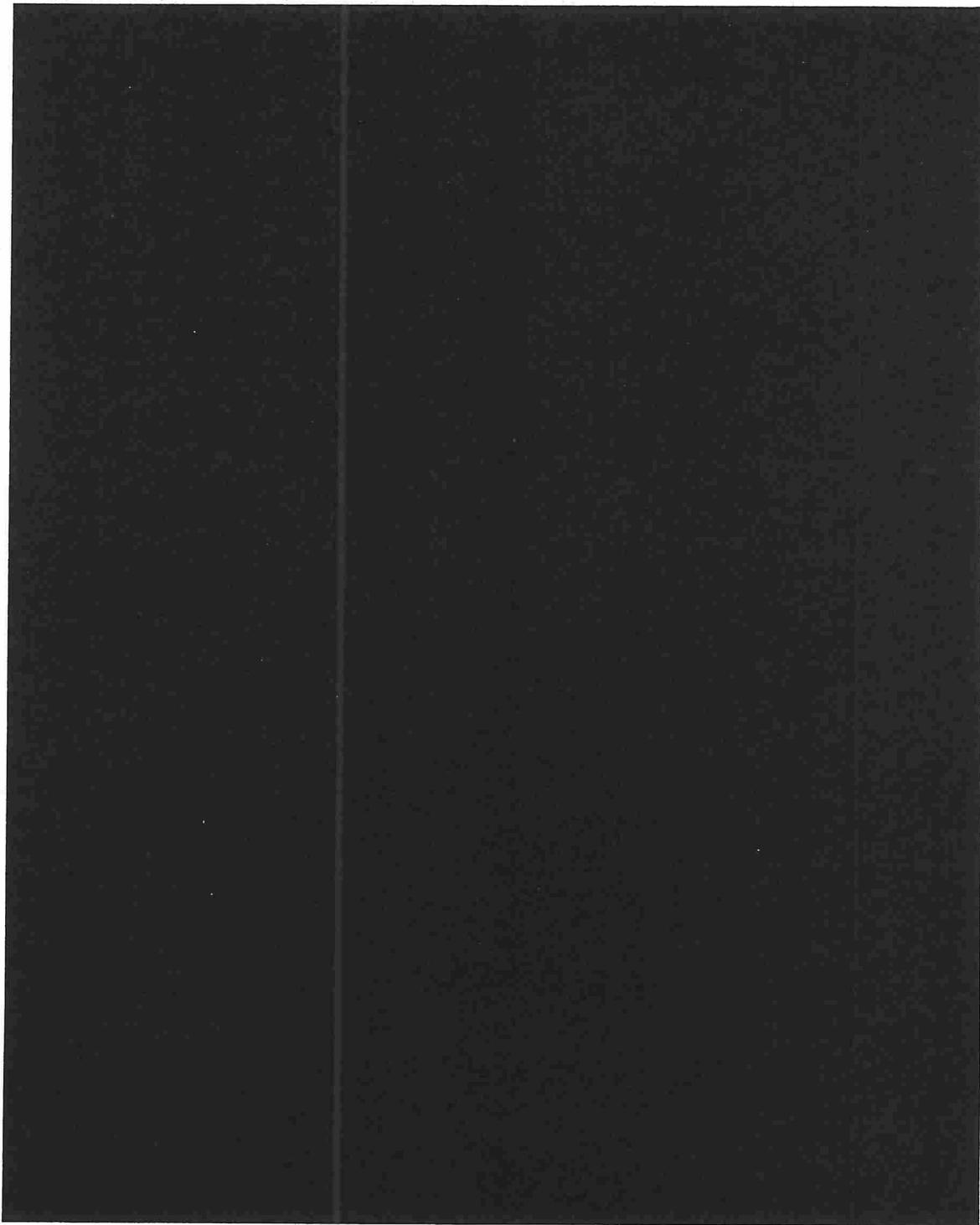


★が付されたところが乗降場所です。

(別添4)



★が付されたところが乗降場所です。



(別添5)

(別添6)



★が付されたところが乗降場所です。  
長時間の停車はできませんので御注意ください。



★の位置が待合せ場所です。

株式会社日の丸リムジン 御中

最高裁判所事務総局秘書課庶務第一係 (担当: 池島)

次のとおり、ハイヤー利用を発注します。

11月12日までに、利用車種等を御連絡ください。

利用日 令和元年11月18日 (月)

番号	利用予定時間	経路等
1	5:50	別紙3 (No. 1) のとおり
2	8:20	別紙3 (No. 2) のとおり
3	6:40	別紙3 (No. 3) のとおり
4	8:10	別紙3 (No. 4) のとおり
5	6:40	別紙3 (No. 5) のとおり

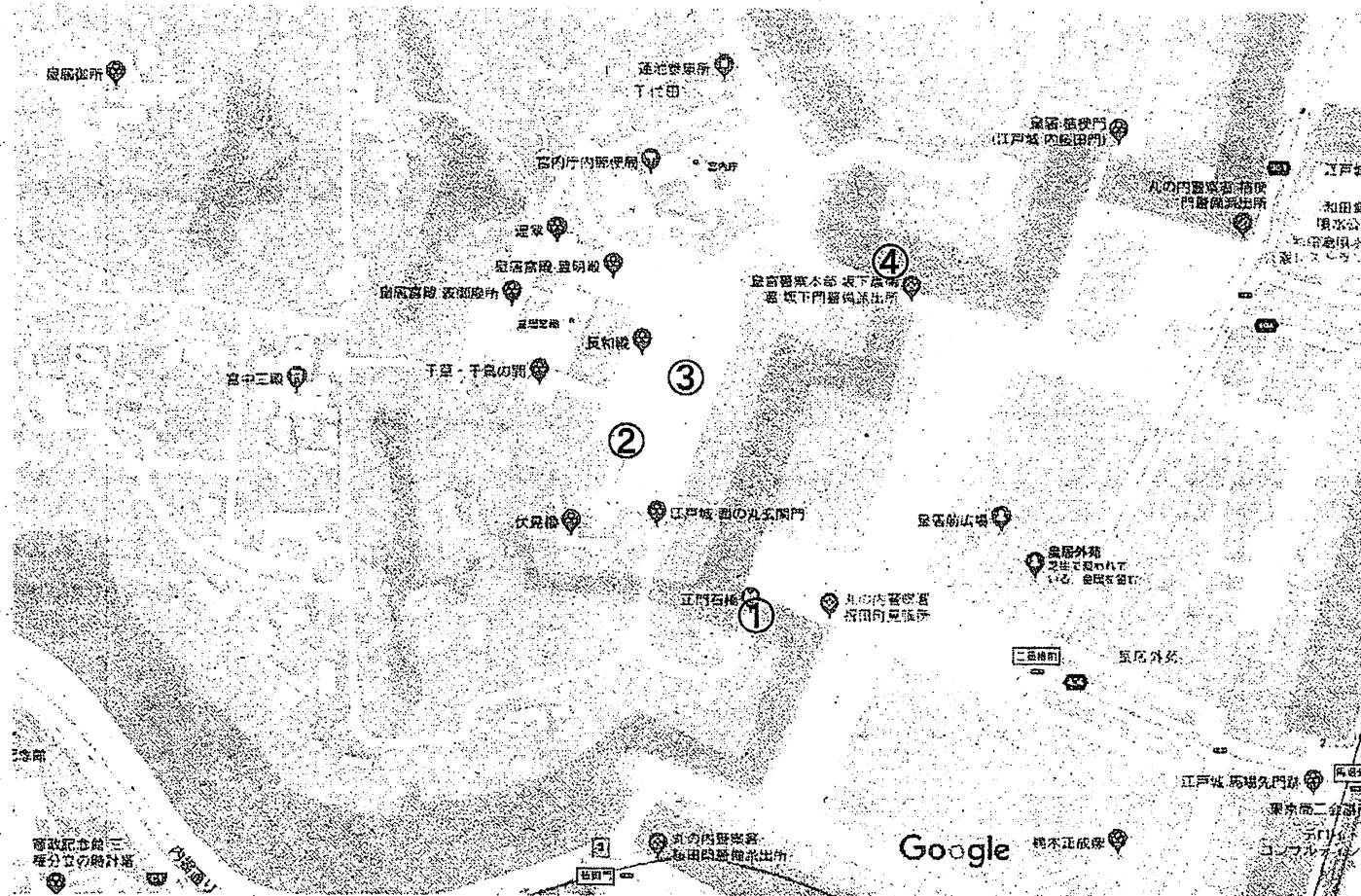
(別紙3)

No.	1	ふりがな 利 用 者	やすなみ りょうすけ 安 浪 亮 介
配車経路等	<p>██████████ 【10:15発】 ※別添7 → 皇居【11:00着, 13:40発】 (正門～南車寄～宮殿東庭(待機)～南車寄～正門) ※別添1 → █████【14:25頃着】</p>		
その他指示	<ol style="list-style-type: none"><li>利用者の乗車時に自動車標識(桃色)を受け取り、必ず前面ガラス(助手席側上部)にお付けください。</li><li>皇居参入時は、二重橋前交差点を経由し、皇居正門から参入してください。</li><li>皇居内での通行は、皇宮護衛官の指示に従ってください。</li></ol>		

No.	2	ふりがな 利 用 者	だいもん たすく 大 門 国
配車経路等	<p>██████████ 【9:50発】 ※別添15 → 皇居【11:20着, 13:40発】 (正門～南車寄～宮殿東庭(待機)～南車寄～正門) 別添1 → █████【15:10頃着】</p>		
その他指示	<ol style="list-style-type: none"><li>利用者の乗車時に自動車標識(桃色)を受け取り、必ず前面ガラス(助手席側上部)にお付けください。</li><li>皇居参入時は、二重橋前交差点を経由し、皇居正門から参入してください。</li><li>皇居内での通行は、皇宮護衛官の指示に従ってください。</li></ol>		

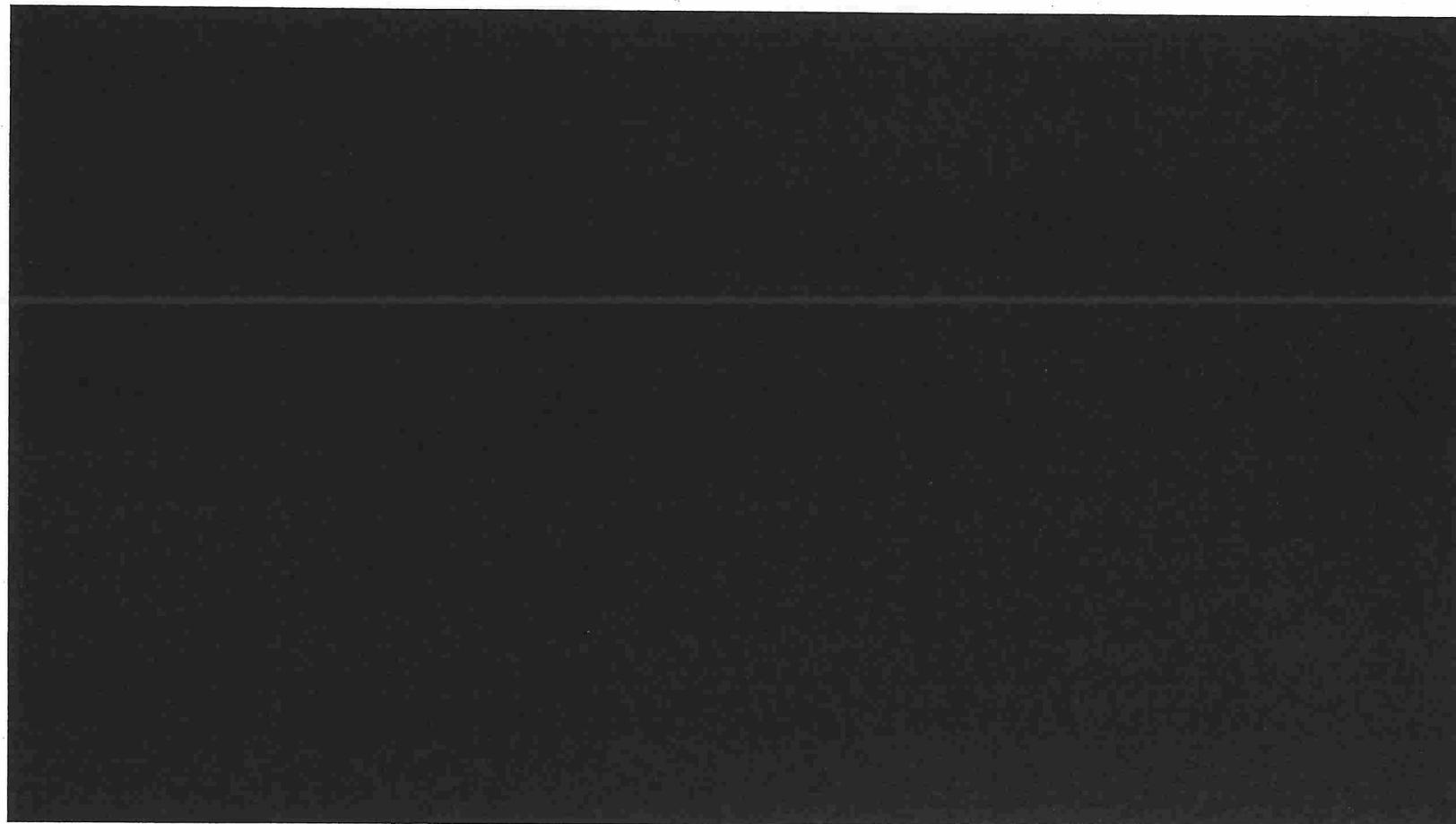
No.	3	ふりがな 利 用 者	こばやし あきひこ 小 林 昭 彦
配車経路等	<p>██████████ 【10:20発】 ※別添16 → 皇居【11:20着, 13:40発】 (正門～南車寄～宮殿東庭(待機)～南車寄～正門) ※別添1 → █████【15:00頃着】</p>		
その他指示	<ol style="list-style-type: none"><li>利用者の乗車時に自動車標識(桃色)を受け取り、必ず前面ガラス(助手席側上部)にお付けください。</li><li>皇居参入時は、二重橋前交差点を経由し、皇居正門から参入してください。</li><li>皇居内での通行は、皇宮護衛官の指示に従ってください。</li><li>秘書官(1名)が同乗します。</li></ol>		





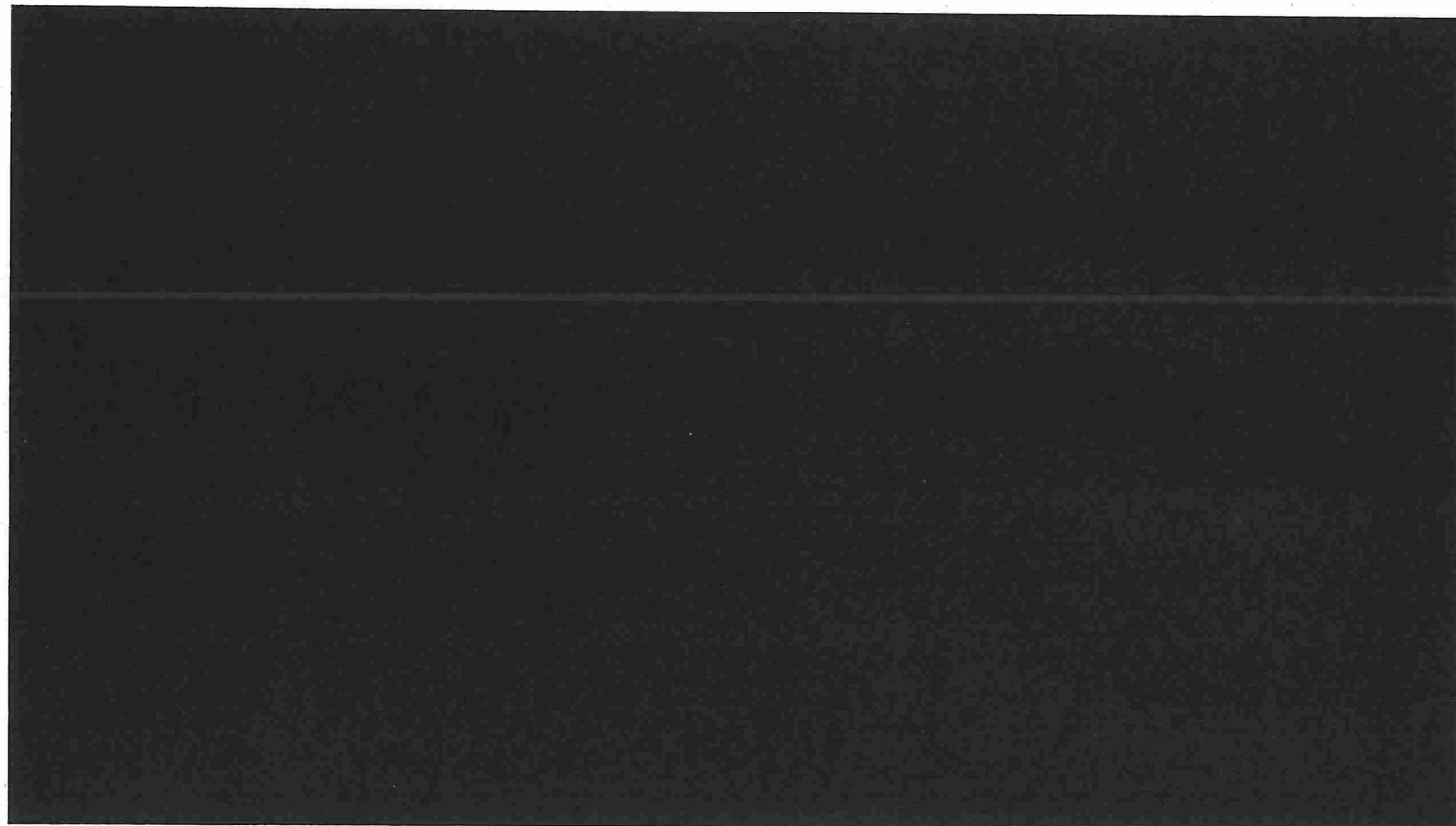
- ① 正門  
② 南車寄  
③ 宮殿東庭  
④ 坂下門

(別添 7)



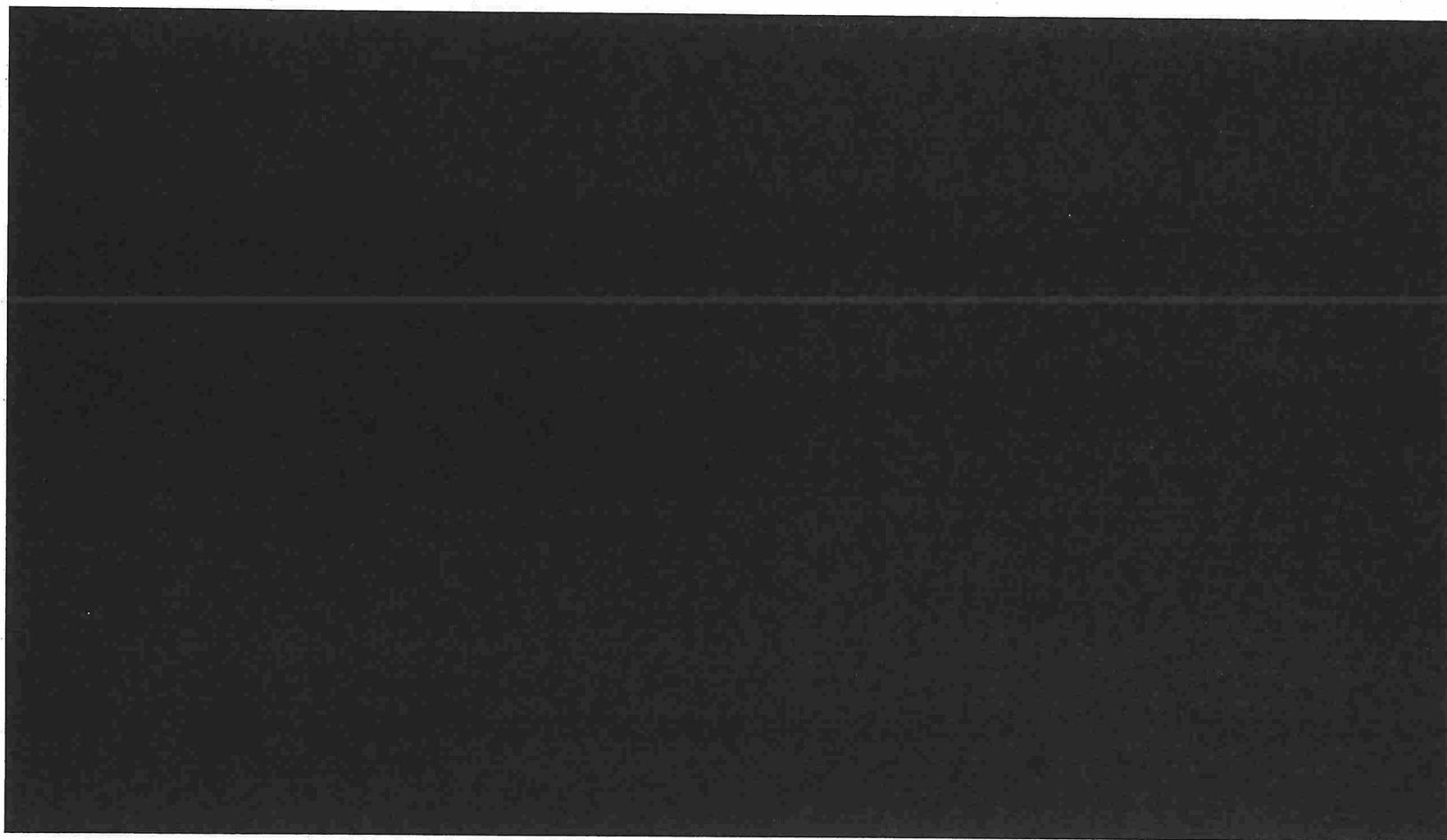
★が付されたところが乗降場所です。  
長時間の停車はできませんので御注意ください。

(別添 12)



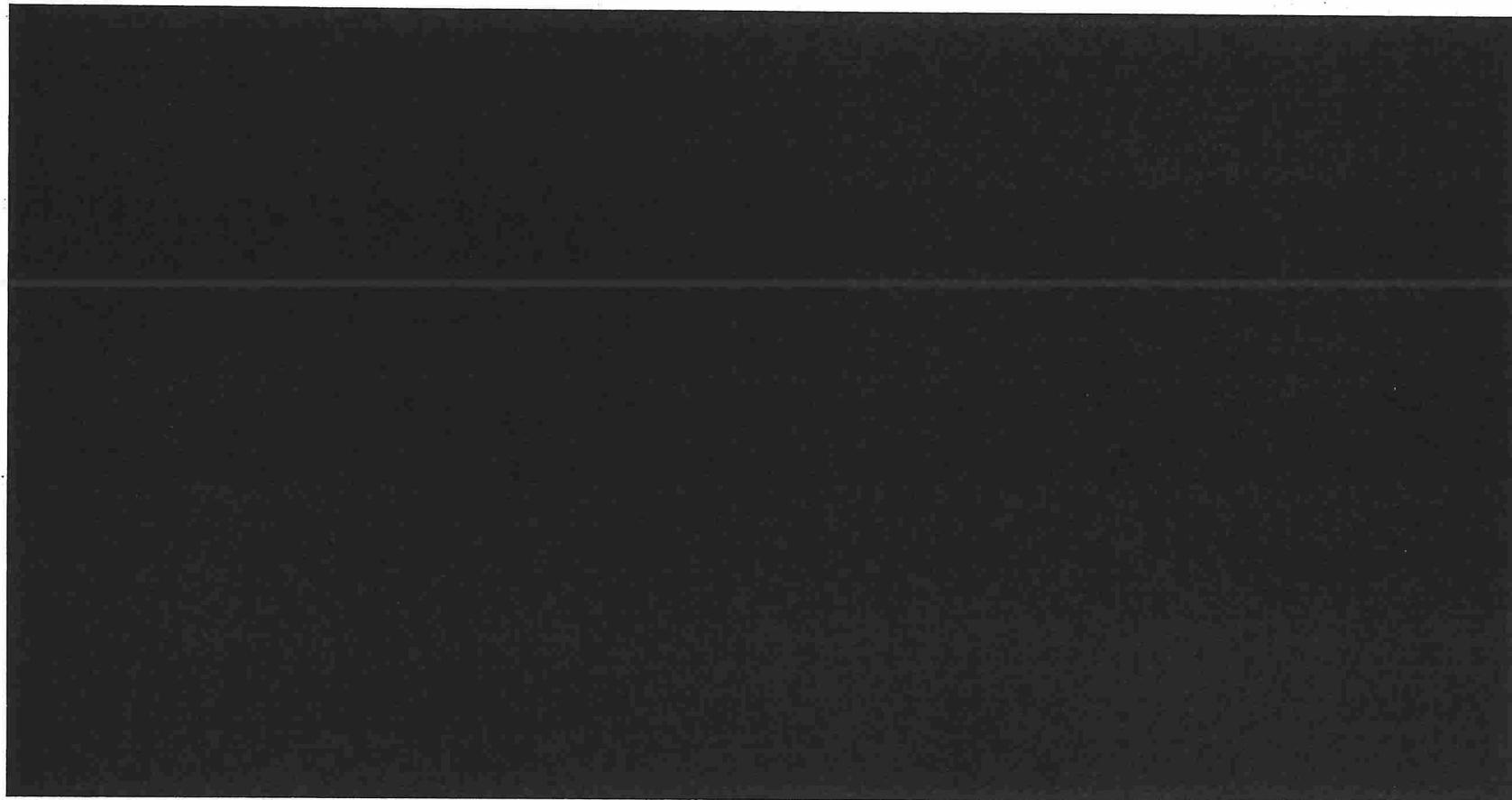
★が付されたところが乗降場所です。

(別添13)



★が付されたところが乗降場所です。

(別添15)



★が付されたところが乗降場所です。



こちら ( ) が乗降場所です。

最高裁判所事務総局秘書課庶務第一係 御中

株式会社日立リムジン(担当: [REDACTED])



発注のあったハイヤーについて、次のとおり利用車種等をお知らせします。

利用日 令和元年11月14日(木)~15日(金)

番号	乗車者	車色	登録番号	車種	運転手氏名	連絡手連絡先
1	三好 達 [REDACTED]	黒	[REDACTED]	クラウン	[REDACTED]	[REDACTED]
2	山口 審 [REDACTED]	黒	[REDACTED]	クラウン	[REDACTED]	[REDACTED]
3	島田 仁郎 [REDACTED]	黒	[REDACTED]	フーガ	[REDACTED]	[REDACTED]
4	竹崎 博允 [REDACTED]	黒	[REDACTED]	モデルS	[REDACTED]	[REDACTED]
5	寺田 遼郎 [REDACTED]	黒	[REDACTED]	クラウン	[REDACTED]	[REDACTED]
6	安浪 充介 様	黒	[REDACTED]	クラウン	[REDACTED]	[REDACTED]
7	綿引 万里子 様	黒	[REDACTED]	クラウン	[REDACTED]	[REDACTED]
8	大門 匠 様	黒	[REDACTED]	クラウン	[REDACTED]	[REDACTED]
9	小林 昭彦 様	黒	[REDACTED]	クラウン	[REDACTED]	[REDACTED]
10	秋吉 淳一郎 様	黒	[REDACTED]	クラウン	[REDACTED]	[REDACTED]
11	植村 稔 様	黒	[REDACTED]	クラウン	[REDACTED]	[REDACTED]
12	秋葉 康弘 様	黒	[REDACTED]	①シーマ ②モデルS	[REDACTED]	[REDACTED]

(別紙様式第2) 利用車種等通知書

最高裁判所事務総局秘書課庶務第一係 御中

株式会社日の丸リムジン (担当 : [REDACTED])

発注のあったハイヤーについて、次のとおり利用車種等をお知らせします。



利用日 令和元年11月16日 (土)

番号	乗車者	車色	登録番号	車種	運転手氏名	運転手連絡先
1	三好 達 [REDACTED]	黒	[REDACTED]	クラウン	[REDACTED]	[REDACTED]
2	山口 繁 [REDACTED]	黒	[REDACTED]	クラウン	[REDACTED]	[REDACTED]
3	島田 仁郎 [REDACTED]	黒	[REDACTED]	フーガ	[REDACTED]	[REDACTED]
4	竹崎 博允 [REDACTED]	黒	[REDACTED]	クラウン	[REDACTED]	[REDACTED]
5	寺田 逸郎 [REDACTED]	黒	[REDACTED]	クラウン	[REDACTED]	[REDACTED]

最高裁判所事務総局秘書課庶務第一係 御中

株式会社日の丸リムジン (担当: [REDACTED])

発注のあったハイヤーについて、次のとおり利用車種等をお知らせします。



利用日 令和元年11月18日 (月)

番号	乗車者	車色	登録番号	車種	運転手氏名	運転手連絡先
1	安浪 亮介 様	黒	[REDACTED]	クラウン	[REDACTED]	[REDACTED]
2	大門 匠 様	黒	[REDACTED]	クラウン	[REDACTED]	[REDACTED]
3	小林 昭彦 様	黒	[REDACTED]	クラウン	[REDACTED]	[REDACTED]
4	植村 稔 様	黒	[REDACTED]	クラウン	[REDACTED]	[REDACTED]
5	秋葉 康弘 様	黒	[REDACTED]	クラウン	[REDACTED]	[REDACTED]

最高裁判所事務総局秘書課庶務第一係 御中

1.11.25

第

号

株式会社日の丸リムジン (担当: [REDACTED])

発注のあったハイヤーについて、次のとおり運行時間及び運行距離をお知らせします。

利用日 令和元年11月14日(木)~15日(金)

番号	登録番号	運行時間	運行距離(km)	利用料金等
1	[REDACTED]	14:35 (14:45~29:20)	70.0	利用料金: ¥92,110 高速道路通行料: ¥800
2	[REDACTED]	10:50 (13:30~24:20)	211.0	利用料金: ¥89,060 高速道路通行料: ¥6,210
3	[REDACTED]	10:30 (13:30~24:00)	182.0	利用料金: ¥76,860 高速道路通行料: ¥4,900
4	[REDACTED]	8:00 (15:50~23:50)	82.0	利用料金: ¥49,410 高速道路通行料: ¥2,420
5	[REDACTED]	14:55 (14:20~29:15)	123.0	利用料金: ¥92,110 高速道路通行料: ¥3,600
6	[REDACTED]	15:00 (14:00~29:00)	51.0	利用料金: ¥92,110 高速道路通行料: ¥0
7	[REDACTED]	14:50 (14:30~29:20)	41.0	利用料金: ¥92,110 高速道路通行料: ¥0
8	[REDACTED]	15:00 (15:00~30:00)	83.0	利用料金: ¥92,110 高速道路通行料: ¥2,640
9	[REDACTED]	7:40 (15:10~22:50)	18.0	利用料金: ¥49,410 高速道路通行料: ¥0
10	[REDACTED]	14:50 (14:40~29:30)	54.0	利用料金: ¥92,110 高速道路通行料: ¥0
11	[REDACTED]	16:40 (13:00~29:40)	123.0	利用料金: ¥104,310 高速道路通行料: ¥3,920
12	[REDACTED]	15:45 (13:45~29:30)	105.0	利用料金: ¥98,210 高速道路通行料: ¥2,320



最高裁判所事務総局秘書課庶務第一係 御中

株式会社日の丸リムジン (担当: [REDACTED])

発注のあったハイヤーについて、次のとおり運行時間及び運行距離をお知らせします。

利用日 令和元年11月16日(土)

番号	登録番号	運行時間	運行距離 (km)	利用料金等
1	[REDACTED]	6:40 (9:35~16:15)	65.0	利用料金: ¥43,310 高速道路通行料: ¥1,200
2	[REDACTED]	4:15 (10:10~14:25)	32.0	利用料金: ¥28,060 高速道路通行料: ¥0
3	[REDACTED]	8:40 (8:20~17:00)	168.0	利用料金: ¥70,760 高速道路通行料: ¥4,620
4	[REDACTED]	3:50 (10:40~14:30)	25.0	利用料金: ¥25,010 高速道路通行料: ¥0
5	[REDACTED]	6:45 (9:10~15:55)	82.0	利用料金: ¥43,310 高速道路通行料: ¥2,410



最高裁判所事務総局秘書課庶務第一係 御中

株式会社日の丸リムジン (担当: [REDACTED])

発注のあったハイヤーについて、次のとおり運行時間及び運行距離をお知らせします。

利用日 令和元年11月18日(月)

番号	登録番号	運行時間	運行距離(km)	利用料金等
1	[REDACTED]	6:25 (9:15~15:40)	53.0	利用料金: ¥37,210 高速道路通行料: ¥830
2	[REDACTED]	7:10 (8:20~15:30)	142.0	利用料金: ¥58,560 高速道路通行料: ¥4,360
3	[REDACTED]	6:10 (9:20~15:30)	74.0	利用料金: ¥40,260 高速道路通行料: ¥2,040
4	[REDACTED]	7:20 (8:00~15:20)	127.0	利用料金: ¥52,460 高速道路通行料: ¥3,920
5	[REDACTED]	6:50 (9:00~15:50)	99.0	利用料金: ¥43,310 高速道路通行料: ¥2,440

高等裁判所長官上京日程

用務 大饗の儀 (11. 18 (月))

(令和元年 作成)

府名	滞在中の配車計画	宿舎	随員	、随員宿舎等	運転手等 (秘書課記入欄)
名古屋 (綿引)	11/18 (月) 10:30 [ ] 発 → 11:00 皇居着 13:40頃～ 皇居発 → 14:10頃～ [ ] 着 (以後配車不要)	[ ]	なし	なし	(車両番号) (運転手) (携帯番号)
仙台 (秋吉)	11/18 (月) 10:30 [ ] 発 → 11:10 皇居着 13:40 皇居発 → 14:20 [ ] 着	[ ]	なし	なし	(車両番号) (運転手) (携帯番号)

皇居における入退出門等

11月18日

参入 (皇居正門) 11:00～11:40  
退出 (皇居正門) 13:40頃～

## 検査調書

- 1 件名 最高裁判所で使用する乗用自動車(ハイヤー)の借上(単価契約)
- 2 受注者 株式会社日の丸リムジン
- 3 契約年月日 令和元年6月11日(変更契約:令和元年10月18日)
- 4 業務実施日 令和元年11月14日及び15日
- 5 検査年月日 令和元年11月27日

上記について検査したところ、契約書のとおり給付が完了したことを認める。

令和元年11月27日

検査職員

最高裁判所事務総局秘書課

裁判所事務官 鈴掛

五

## 検査調書

- 1 件名 最高裁判所で使用する乗用自動車(ハイヤー)の借上(単価契約)
- 2 受注者 株式会社日の丸リムジン
- 3 契約年月日 令和元年6月11日(変更契約:令和元年10月18日)
- 4 業務実施日 令和元年11月16日
- 5 検査年月日 令和元年11月27日

上記について検査したところ、契約書のとおり給付が完了したことを認める。

令和元年11月27日

検査職員

最高裁判所事務総局秘書課

裁判所事務官 鈴掛

印

## 検査調書

- 1 件 名 最高裁判所で使用する乗用自動車(ハイヤー)の借上(単価契約)
- 2 受注者 株式会社日の丸リムジン
- 3 契約年月日 令和元年6月11日(変更契約:令和元年10月18日)
- 4 業務実施日 令和元年11月18日
- 5 検査年月日 令和元年11月27日

上記について検査したところ、契約書のとおり給付が完了したことを認める。

令和元年11月27日

検査職員

最高裁判所事務総局秘書課

裁判所事務官 鈴掛



2019年12月2日

## 御請求書

最高裁判所 御中

HINOMARU LIMOUSINE  
株式会社日の丸リムジン 丸の内営業所

〒100-0006  
千代田区有楽町1-12-1 新有楽町ビルB  
TEL:03-3215-0818 FAX:03-3215-0819

日付	利用者名	車番	車種	行先	時間	距離	高速道路通行料	乗車料金
2019/11/14	三好 達	■■■■■	クラウン	■■■～皇居～丸の内～皇居～■■■	14:35 (14:45～29:20)	70km	¥800	¥92,110
2019/11/14	山口 純	■■■■■	クラウン	■■■～皇居～■■■	10:50 (13:30～24:20)	211km	¥6,210	¥89,060
2019/11/14	島田 仁郎	■■■■■	フーガ	■■■～皇居～■■■	10:30 (13:30～24:00)	182km	¥4,900	¥76,860
2019/11/14	竹崎 博允	■■■■■	モデルS	■■■～皇居～丸の内～■■■	8:00 (15:50～23:50)	82km	¥2,420	¥49,410
2019/11/14	寺田 逸郎	■■■■■	クラウン	■■■～皇居～丸の内～皇居～■■■～皇居～■■■	14:55 (14:20～23:15)	123km	¥3,600	¥92,110
2019/11/14	安浪 充介 様	■■■■■	クラウン	■■■～皇居～丸の内～皇居～■■■	15:00 (14:00～29:00)	51km	¥0	¥92,110
2019/11/14	綿引 万里子 様	■■■■■	クラウン	■■■～皇居～丸の内～皇居～■■■	14:50 (14:30～29:20)	41km	¥0	¥92,110
2019/11/14	大門 匠 様	■■■■■	クラウン	■■■～皇居～丸の内～皇居～■■■	15:00 (15:00～30:00)	83km	¥2,640	¥92,110
2019/11/14	小林 昭彦 様	■■■■■	クラウン	■■■～皇居～丸の内～皇居～■■■	7:40 (15:10～22:50)	18km	¥0	¥49,410
2019/11/14	秋吉 淳一郎 様	■■■■■	クラウン	■■■～皇居～丸の内～皇居～■■■	14:50 (14:40～29:30)	54km	¥0	¥92,110
2019/11/14	植村 緑 様	■■■■■	クラウン	■■■～皇居～丸の内～皇居～■■■	16:40 (13:30～29:40)	123km	¥3,920	¥104,310
2019/11/14	秋葉 康弘 様	■■■■■	シーマ・モデルS	■■■～皇居～丸の内～皇居～■■■	15:45 (13:45～29:30)	105km	¥2,320	¥98,210

ご乗車料金（税込）： - ¥1,019,920

高速道路通行料： - ¥26,810

合計： - ¥1,046,730

お振込先：

※振込手数料はお振込み依頼主様がご負担下さい。



適用法令  
会員登録の3第4項  
予算大綱及び会員登録の4第3号

2019年12月2日

## 御請求書

最高裁判所 御中

HINOMARU LIMOUSINE

株式会社 日の丸リムジン

丸の内営業所

〒100-0006

千代田区有楽町1-12-1 新有楽町ビルB1

TEL:03-3215-0818 FAX:03-3215-0822

日付	利用者名	車番	車種	行程	時間	距離	高速道路通行料	乗車料金
2019/11/16	三好 達	■■■■■	クラウン	■■■■■～皇居～■■■■■	6:40 (9:35～16:15)	65km	¥1,200	¥43,310
2019/11/16	山口 繁	■■■■■	クラウン	■■■■■～皇居～■■■■■	4:15 (10:10～14:25)	32km	¥0	¥28,060
2019/11/16	島田 仁郎	■■■■■	フーガ	■■■■■～皇居～■■■■■	8:40 (8:20～17:00)	168km	¥4,620	¥70,760
2019/11/16	竹崎 博允	■■■■■	クラウン	■■■■■～皇居～■■■■■	3:50 (10:40～14:30)	25km	¥0	¥25,010
2019/11/16	寺田 逸郎	■■■■■	クラウン	■■■■■～皇居～■■■■■	6:45 (9:10～15:55)	82km	¥2,410	¥43,310

ご乗車料金（税込）: ¥210,450

高速道路通行料: ¥8,230

合計: ¥218,680

お振込先:



※振込手数料はお振込み依頼主様がご負担下さい。



2019年12月2日

## 御請求書

最高裁判所 御中

HINOMARU LIMOUSINE

株式会社 日の丸リムジン

丸の内営業所

〒100-0006

千代田区有楽町1-12-1 新有楽町ビルB1

TEL:03-3215-0818 FAX:03-3215-0819

日付	利用者名	時間	車種	行程	時間	距離	高速道路通行料	乗車料金
2019/11/18	安浪 亮介 様	[REDACTED]	クラウン	[REDACTED]~皇居~[REDACTED]	6:25 (9:15~15:40)	53km	¥830	¥40,260
2019/11/18	大門 匠 様	[REDACTED]	クラウン	[REDACTED]~皇居~[REDACTED]	7:10 (8:20~15:30)	142km	¥4,360	¥58,560
2019/11/18	小林 昭彦 様	[REDACTED]	クラウン	[REDACTED]~皇居~[REDACTED]	6:10 (9:20~15:30)	74km	¥2,040	¥40,260
2019/11/18	植村 稔 様	[REDACTED]	クラウン	[REDACTED]~皇居~[REDACTED]	7:20 (8:00~15:20)	127km	¥3,920	¥52,460
2019/11/18	秋葉 康弘 様	[REDACTED]	クラウン	[REDACTED]~皇居~[REDACTED]	6:50 (9:00~15:50)	99km	¥2,440	¥43,310

ご乗車料金（税込）： ¥234,850

高速道路通行料： ¥13,590

合計： ¥248,440

お振込先：



※振込手数料はお振込み依頼主様がご負担下さい。



# 支出負担行為即支出決定決議書

支出負担行為する。 支出負担行為担当官	(代行機関) [Redacted] (代行機関)主計長	課長補佐 [Redacted] [Redacted]	確認者 [Redacted]	入力者 [Redacted] [Redacted]
確認する。 支出決定する。 官署文出官				

整理番号	発議年月日	確認予定期間	年度	負担官区分	相殺請求番号	案件番号
0108571	1. 12. 10	1. 12. 10	31	00		

所管	03	裁判所
会計	00000	一般会計
部局等	010	裁判所
項目	010	最高裁判所
目	091010	府費
目 の 細 分		
細分	借料及び損料(年額以外)その他 000133582 [Redacted] (株)日の丸リムジン	
主住所	東京都港区赤坂1-12-32	
金融機関	[Redacted]	
預貯金種別	百座番号	金額 1,513,850 円
外貨名		外貨額
受入年度		
及び 受入科目名		
負担区分	01	通常
支出決定区分	01	通常
支払方法	3 振込	支払時期 1 通常
精算額	円	最終表示 未精算額 円
分任官		
分任官整理番号		
摘要	*ハイヤー利用料(11月14日, 15日, 16日, 18日)	

局課	12	経・用度課
工事		
仕訳区分	5213	府費等
勘定科目(借方)	181100000000	府費等
勘定科目(貸方)	020500000000	未払金
予算事項	001	最高裁判所の事務処理に必要な経費
主要経費別分類	95	その他の事項経費

発議係コード	内訳種別	件数	関連番号	支払回数	略科目コード	課税対象表	債主別	支払実績
04					003834		出力区分1	出力区分2
支払予定期間	1. 12. 19	精算予定期間						

国庫債務負担行為整理番号	設定年度
国庫債務事項	
電文通番	00191

(別紙様式第32)

## 割振り簿（公務の運営上の事情による早出遅出勤務）（令和元年）

所 属	氏 名
最高裁判所	中 村 慎

(割振り簿(公務の運営上の事情による早出遅出勤務)の裏面)

(注)

- 1 本割振り簿は、管理職員が作成する。
- 2 「割振りをする日」は、当該早出遅出勤務を行わせる日又は期間を記載する。
- 3 「理由」は、早出遅出勤務をさせる理由を記載する(例:○○の業務のため、超過勤務による疲労蓄積防止のため)
- 4 「区分」は、勤務時間表に基づき割振り区分を記載する。
- 5 「管理職員印」は、本割振り簿を作成した管理職員が押印する。
- 6 勤務時間管理員は、所要の確認等を行い、「勤務時間管理員処理」欄に押印する。
- 7 超過勤務を命じられて勤務をした後の勤務時間の割振りについて、管理職員が職員より早く退庁する等により職員の退庁時刻を直接把握することができない場合は、退庁時刻が○時以降のときは翌日の勤務時間等の区分は○班、○時以降のときは○班とするなどの条件付きの割振りを口頭で通知した上で、職員は「備考」欄に超過勤務を命じられた日の退庁時刻及び翌日の勤務時間等の区分を記載する。管理職員は、翌日、速やかに割振り簿を作成し、決裁を受ける。
- 8 早出遅出勤務の割振りを取り消す場合には、取り消す早出遅出勤務の「番号」、「割振りをする日」及び「区分」を赤字で記載した上で、「備考」欄に取消しの旨を記載し、局課の長等の決裁を受ける。
- 9 勤務時間等総長通達記第3の3の定めによる割振り区分の指定がされている場合は、当該早出遅出勤務を行わせた日又は期間の最終日の翌日以降については、当該早出遅出勤の割振りの直前に割り振られていた割振り区分が指定がされるものとする。

【割振り区分】

勤務時間表

班	早出1	早出2	早出3	早出4	早出5	早出6	1	2	3	4	遅出1	遅出2	遅出3	遅出4	遅出5	遅出6
始業-終業	7:00- 15:30	7:15- 15:45	7:30- 16:00	7:45- 16:15	8:00- 16:30	8:15- 16:45	8:30- 17:00	8:45- 17:15	9:00- 17:30	9:15- 17:45	9:30- 18:00	9:45- 18:15	10:00- 18:30	10:15- 18:45	10:30- 19:00	10:45- 19:15
(休憩)	(12:15-13:00)													(13:30- 14:15)	(13:45- 14:30)	(14:00- 14:45)

休憩時間短縮における勤務時間表

班	早出1A	早出2A	早出3A	早出4A	早出5A	早出6A	1A	2A	3A	4A	遅出1A	遅出2A	遅出3A	遅出4A	遅出5A	遅出6A
始業-終業	7:00- 15:15	7:15- 15:30	7:30- 15:45	7:45- 16:00	8:00- 16:15	8:15- 16:30	8:30- 16:45	8:45- 17:00	9:00- 17:15	9:15- 17:30	9:30- 17:45	9:45- 18:00	10:00- 18:15	10:15- 18:30	10:30- 18:45	10:45- 19:00
(休憩)	(12:15-12:45)													(13:30- 14:00)	(13:45- 14:15)	(14:00- 14:30)
班	早出1B	早出2B	早出3B	早出4B	早出5B	早出6B	1B	2B	3B	4B	遅出1B	遅出2B	遅出3B	遅出4B	遅出5B	遅出6B
始業-終業	7:00- 15:15	7:15- 15:30	7:30- 15:45	7:45- 16:00	8:00- 16:15	8:15- 16:30	8:30- 16:45	8:45- 17:00	9:00- 17:15	9:15- 17:30	9:30- 17:45	9:45- 18:00	10:00- 18:15	10:15- 18:30	10:30- 18:45	10:45- 19:00
(休憩)	(12:30-13:00)													(13:45- 14:15)	(14:00- 14:30)	(14:15- 14:45)

(別紙様式第32)

## 割振り簿（公務の運営上の事情による早出遅出勤務）（令和元年）

所 属	氏 名
最高裁判所事務総局秘書課	火ノ川 忠

(割振り簿(公務の運営上の事情による早出遅出勤務)の裏面)

(注)

- 1 本割振り簿は、管理職員が作成する。
- 2 「割振りをする日」は、当該早出遅出勤務を行わせる日又は期間を記載する。
- 3 「理由」は、早出遅出勤務をさせる理由を記載する(例:○○の業務のため、超過勤務による疲労蓄積防止のため)
- 4 「区分」は、勤務時間表に基づき割振り区分を記載する。
- 5 「管理職員印」は、本割振り簿を作成した管理職員が押印する。
- 6 勤務時間管理員は、所要の確認等を行い、「勤務時間管理員処理」欄に押印する。
- 7 超過勤務を命じられて勤務をした後の勤務時間の割振りについて、管理職員が職員より早く退庁する等により職員の退庁時刻を直接把握することができない場合は、退庁時刻が○時以降のときは翌日の勤務時間等の区分は○班、○時以降のときは○班とするなどの条件付きの割振りを口頭で通知した上で、職員は「備考」欄に超過勤務を命じられた日の退庁時刻及び翌日の勤務時間等の区分を記載する。管理職員は、翌日、速やかに割振り簿を作成し、決裁を受ける。
- 8 早出遅出勤務の割振りを取り消す場合には、取り消す早出遅出勤務の「番号」、「割振りをする日」及び「区分」を赤字で記載した上で、「備考」欄に取消しの旨を記載し、局課の長等の決裁を受ける。
- 9 勤務時間等総長通達記第3の3の定めによる割振り区分の指定がされている場合は、当該早出遅出勤務を行わせた日又は期間の最終日の翌日以降については、当該早出遅出勤の割振りの直前に割り振っていた割振り区分が指定がされるものとする。

【割振り区分】

勤務時間表

班	早出1	早出2	早出3	早出4	早出5	早出6	1	2	3	4	遅出1	遅出2	遅出3	遅出4	遅出5	遅出6
始業-終業	7:00- 15:30	7:15- 15:45	7:30- 16:00	7:45- 16:15	8:00- 16:30	8:15- 16:45	8:30- 17:00	8:45- 17:15	9:00- 17:30	9:15- 17:45	9:30- 18:00	9:45- 18:15	10:00- 18:30	10:15- 18:45	10:30- 19:00	10:45- 19:15
(休憩)	(12:15-13:00)												(13:30- 14:15)	(13:45- 14:30)	(14:00- 14:45)	

休憩時間短縮における勤務時間表

班	早出1A	早出2A	早出3A	早出4A	早出5A	早出6A	1A	2A	3A	4A	遅出1A	遅出2A	遅出3A	遅出4A	遅出5A	遅出6A
始業-終業	7:00- 15:15	7:15- 15:30	7:30- 15:45	7:45- 16:00	8:00- 16:15	8:15- 16:30	8:30- 16:45	8:45- 17:00	9:00- 17:15	9:15- 17:30	9:30- 17:45	9:45- 18:00	10:00- 18:15	10:15- 18:30	10:30- 18:45	10:45- 19:00
(休憩)	(12:15-12:45)												(13:30- 14:00)	(13:45- 14:15)	(14:00- 14:30)	
班	早出1B	早出2B	早出3B	早出4B	早出5B	早出6B	1B	2B	3B	4B	遅出1B	遅出2B	遅出3B	遅出4B	遅出5B	遅出6B
始業-終業	7:00- 15:15	7:15- 15:30	7:30- 15:45	7:45- 16:00	8:00- 16:15	8:15- 16:30	8:30- 16:45	8:45- 17:00	9:00- 17:15	9:15- 17:30	9:30- 17:45	9:45- 18:00	10:00- 18:15	10:15- 18:30	10:30- 18:45	10:45- 19:00
(休憩)	(12:30-13:00)												(13:45- 14:15)	(14:00- 14:30)	(14:15- 14:45)	

令和元年11月7日

最高裁判所事務総局人事局長 殿

最高裁判所事務総局秘書課長 大須賀 寛之

勤務時間等の割り振りについて

公務の運営上の事情により平成28年3月25日付け人能第285号事務総長通達「裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の勤務時間等について」記第3の8(2)により下記のとおり早出勤務をさせる必要がありますので、承認してください。

記

1 早出勤務をさせる理由

大嘗宮の儀の参列者の事務補助のため

2 対象職員及び勤務時間等

(1) 対象職員

秘書課参事官 火ノ川 忠

(2) 勤務時間等

早出勤務をさせる日 令和元年11月15日(金)

勤務時間 午前6時30分から午後3時まで

(休憩時間 午後零時から午後零時45分)

令和元年11月11日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

最高裁判所事務総局人事局長 堀 田 真 耘

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の勤務時間等の  
割振りについて（通知）

11月7日付け上申に基づく標記の勤務時間等の割振りについては、承認しました。

令和元年11月11日

最高裁判所事務総局人事局長 殿

最高裁判所事務総局経理局長 笠井之彦

勤務時間等の割振りについて（上申）

公務の運営上の事情により、平成28年3月30日付け人能第357号人事局長通達「最高裁判所に勤務する裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の勤務等の運用について」において準用する平成28年3月25日付け人能第285号事務総長通達「裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の勤務時間等について」記第3の8(2)により下記のとおり早出勤務及び遅出勤務をさせる必要がありますので、承認してください。

記

1 早出勤務及び遅出勤務をさせる理由

大嘗祭に参列する最高裁判事等の送迎等のため

2 対象職員及び勤務時間等

別紙記載のとおり

(別紙) 対象職員及び割り振る勤務時間等

番号	対象職員氏名	勤務時間等を割り振る日	勤務時間	休憩時間
1	粕谷 昭			
2	萩原 義浩			
3	白石 敏和			
4	金房 秀紀			
5	山崎 哲志			
6	岡崎 崇英			
7	松本 庸一			
8	納見 裕			
9	加藤 伸治			
10	角間 常夫			
11	豊田 誠得			
12	河野 明信			
13	大草 守			
14	三浦 五郎			
15	鈴木 光彦			
16	須田 肇			
17	笹本 武志	令和元年11月14日(木) 令和元年11月15日(金)	午後3時30分から 午後12時まで 午前零時から 午前8時30分まで	午後8時から 午後8時45分まで 午前3時15分から 午前4時まで
18	栗山 一秀	令和元年11月14日(木) 令和元年11月15日(金)	午後3時30分から 午後12時まで 午前零時から 午前8時30分まで	午後8時から 午後8時45分まで 午前3時15分から 午前4時まで

令和元年11月12日

最高裁判所事務総局経理局長 殿

最高裁判所事務総局人事局長 堀 田 真 哉

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の勤務時間等の  
割振りについて（通知）

11月11日付け上申に基づく標記の勤務時間等の割振りについては、承認しました。

東京高裁人第4938号

令和元年11月8日

最高裁判所事務総局人事局長 殿

東京高等裁判所長官 今 崎 幸 彦

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の勤務時間等の  
割振りについて

(平成28年3月25日付け人能第285号に基づく上申)

標記の割振りについて、公務の運営上の事情により、平成28年3月25日付け  
最高裁人能第285号事務総長通達「裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員  
の勤務時間等について」（以下「事務総長通達」という。）第3の8(2)の定めに基  
づき、当庁に勤務する職員について、下記のとおり早出勤務をさせる必要がありま  
すので、承認してください。

記

1 早出勤務をさせる理由

大嘗祭に参列する東京高等裁判所長官の送迎等のため

2 対象職員及び勤務時間等

別紙記載のとおり

(別紙)、対象職員及び割り振る勤務時間等

対象職員氏名	早出勤務をさせる日	勤務時間	休憩時間
橋本 一豊	令和元年11月15日(金)	午前2時から 午前10時30分まで	午前6時30分から 午前7時15分まで

最高裁人能第1410号

(入ろー11)

令和元年11月11日

東京高等裁判所長官 殿

最高裁判所事務総局人事局長 堀 田 真 哉

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の勤務時間等の  
割振りについて (通知)

11月8日付け東京高裁人第4938号に基づく標記の勤務時間等の割振りにつ  
いては、承認しました。

令和元年11月13日

経理局参事官 殿

所 属 経理局用度課

官 職 用度課長

氏 名 小 池 仁 美

勤務時間の割振りについて

下記1の職員は、大嘗祭に参列する最高裁判事等の送迎等業務に従事させる必要があるので、下記2のとおり勤務時間等を割り振ってください。

記

1 対象職員

別紙記載のとおり

2 勤務時間等

(1) 割振りをする日

別紙記載のとおり

(2) 勤務時間

別紙記載のとおり

上記のとおり勤務時間を割り振る。

令和元年11月13日

経理局参事官

(別紙) 対象職員及び割り振る勤務時間等

番号	対象職員氏名	勤務時間等を割り振る日	勤務時間	休憩時間
1	粕谷 昭	令和元年11月15日(金)	午前2時から 午前10時30分まで	午前6時30分から 午前7時15分まで
2	萩原 義浩			
3	白石 敏和			
4	金房 秀紀			
5	山崎 哲志			
6	岡崎 崇英			
7	松本 康一			
8	納見 裕			
9	加藤 伸治			
10	角間 常夫			
11	豊田 誠得			
12	河野 明信			
13	大草 守			
14	三浦 五郎			
15	鈴木 光彦			
16	須田 肇			
17	笠本 武志	令和元年11月14日(木)	午後3時30分から 午後12時まで	午後8時から 午後8時45分まで
		令和元年11月15日(金)	午前零時から 午前8時30分まで	午前3時15分から 午前4時まで
18	栗山 一秀	令和元年11月14日(木)	午後3時30分から 午後12時まで	午後8時から 午後8時45分まで
		令和元年11月15日(金)	午前零時から 午前8時30分まで	午前3時15分から 午前4時まで

(庶ろ-15-B)

令和元年8月19日

東京高等裁判所長官 殿

東京地方裁判所長 殿

東京家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総局総務局長 村 田 齊 志

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、来る10月22日（火・祝日）に即位礼正殿の儀が、11月14日（木）及び15日（金）に大嘗宮の儀が行われ、外国の要人等が多数来日することが予定されています。

については、特に東京都に所在する裁判所において、上記及びその前後の期間に、警察による警備が十分実施できない等して裁判の運営等に不都合が生じることがないよう、関係機関と十分に連携を図るとともに、裁判部及び事務局との間でもより密に連携を図るようお願ひいたします。

なお、簡易裁判所に対しては、東京地方裁判所長から連絡してください。

敬 具

(別紙様式1)

## タクシーチケット使用簿

チェックカーキャブ

平成31年度

秘書課

チケットNo.	交付年月日	受領者	用務	使用年月日	乗車時刻	降車時刻	使用者	経路	使用金額	受領枚数	払出枚数	残枚数	備考
---------	-------	-----	----	-------	------	------	-----	----	------	------	------	-----	----

11月11日	羽子正道	工管室の係 生産のため	11月14日	14:16	14:27	大門 北 外1名	～		1,620		/		
〃	穴井啓典	〃	〃	13:30	14:00	小林 誠 外1名	～		6,820		/		
〃	〃	4名 完	11月15日	9:40	10:10	〃	～		6,820		/		

- 注) 1 タクシーチケット使用簿は、各タクシー会社及び会計年度ごとに作成する。
- 注) 2 備考欄には、使用の理由等を記載する。
- 注) 3 乗車時刻、降車時刻、経路及び利用金額については、レシート及び使用者からの報告により記載する。
- 注) 4 経路については、省庁名、町名、駅名、ビル名等により特定する。
- 注) 5 每月初めに、未使用チケット、前月に使用したチケットの半券及び前月分の使用簿の写しを経理局用度課運輸係に提出し、検収を受ける。